

令和2年千代田区議会第4回定例会議事速記録（第1453号）《未定稿》

◎日 時 令和2年11月11日（水）午後1時

◎場 所 千代田区議会議事堂

◎出席議員（25人）

1番	小野	なりこ	議員
2番	岩佐	りょう子	議員
3番	長谷川	みえこ	議員
4番	小枝	すみ子	議員
5番	秋谷	こうき	議員
6番	岩田	かずひと	議員
7番	小林	たかや	議員
8番	うがい	友義	議員
9番	西岡	めぐみ	議員
10番	飯島	和子	議員
11番	牛尾	こうじろう	議員
12番	木村	正明	議員
13番	池田	ともり	議員
14番	山田	丈夫	議員
15番	永田	壮一	議員
16番	内田	直之	議員
17番	たかざわ	秀行	議員
18番	はやお	恭一	議員
19番	米田	かずや	議員
20番	大串	ひろやす	議員
21番	林	則行	議員
22番	嶋崎	秀彦	議員
23番	河合	良郎	議員
24番	桜井	ただし	議員
25番	小林	やすお	議員

◎欠席議員

なし

◎出席説明員

区	長	石川	雅己	君	
副	区	山	口	正紀	君
保健福祉部	長	歌	川	さとみ	君

地域保健担当部長 千代田保健所長	原 田 美江子 君
地域振興部長	村 木 久 人 君
文化スポーツ担当部長 オリンピック・パラリンピック担当部長	大 矢 栄 一 君
環境まちづくり部長	小 川 賢 太 郎 君
まちづくり担当部長	加 島 津 世 志 君
政策経営部長	細 越 正 明 君
財産管理担当部長	大 森 幹 夫 君
行政管理担当部長	古 田 毅 君
会計管理者	保 科 彰 吾 君
総務課長	中 田 治 子 君
企画課長	亀 割 岳 彦 君
財政課長	石 綿 賢 一 郎 君

(教育委員会)

子ども部長	清 水 章 君
教育担当部長	佐 藤 尚 久 君

(選挙管理委員会事務局)

選挙管理委員会事務局長	門 口 昌 史 君
-------------	-----------

(監査委員事務局)

監査委員事務局長	河 合 芳 則 君
----------	-----------

◎区議会事務局職員

事務局 長	吉 村 以 津 己 君
事務局 次 長	小 玉 伸 一 君
議事担当係長	桐 谷 孝 行 君
議事担当係長	吉 田 匡 令 君
議事担当係長	石 井 妙 子 君
議事担当係長	後 藤 飛 超 君

午後1時00分 開議

○議長（小林たかや議員） ただいまから令和2年第4回千代田区議会定例会継続会を開会します。

これより各会派の代表質問に入ります。

初めに、千代田区議会自由民主党を代表して、25番小林やすお議員。

〔小林やすお議員登壇〕

○25番（小林やすお議員） 令和2年第4回区議会定例会に当たり、千代田区議会自由民主党を代表して質問をいたします。

初めに、決算審議と、残り僅かとなりました石川区政の今後の区政運営について、2点お伺いいたします。

先月、10月15日に閉会しました第3回区議会定例会において、新型コロナウイルス感染症予防対策に関する補正予算及び令和元年度の決算審査を行う予算・決算特別委員会を設置し、3つの分科会での審査、全議員、全理事者による総括質疑など、決算審査を行いました。

そして、審査の結果は、石川区政になって平成24年以来8年ぶりの決算不認定という結果に至りました。千代田区政にとっては大変不名誉なことであり、歴史に汚名を残すこととなってしまいました。執行機関と両輪となって区政運営に携わる区議会としても、不認定の判断は苦渋の決断であり、大変残念な結果で、区民の皆様も非常に困惑しております。

区長は、この結果をどのように受け止めておられるでしょうか。

区政を顧みますと、今から四半世紀前の平成7年第4回定例会では、当時の吉成五郎議長、満処昭一決算特別委員長の下で、平成6年度決算審議が行われましたが、可否同数となり、地方自治法第116条の規定により、議長採決の結果、6年度決算は可決されました。

当時の木村区長の閉会挨拶では、「職員の意識改革問題等の厳しいご指摘に対しましては、重く厳粛にこれを受け止め、私自らのリーダーシップを発揮し、職員と共々一層気を引き締めて区政運営に努めてまいる決意であります」と述べられました。木村前区長にとっては、不認定は免れたものの、辛うじて認定の議決を得られたことに対し、首長としての責任感から、自ら先頭に立って改善する決意表明をされたものです。

これに対し、このたびの石川区長は、議会が不認定の議決を行った後の閉会挨拶において、「大変残念に思う」とのみ述べられているにとどまり、不認定という結果を本当に重く受け止めておられるのか、その表情からうかがい知ることはできませんでした。

そこで、1点目の質問をいたします。

平成24年の決算不認定から現在に至るまでの間に、決算に関する規定が改正され、地方自治法第233条7項に、「決算の認定に関する議案が否決された場合において、当該議決を踏まえて、必要と認める措置を講じたときは、速やかに当該措置の内容を議会に報告するとともに、これを公表しなければならない」という内容が加えられ、決算不認定の場合における長から議会への報告規定が創設されました。

不認定となった第3回定例会の決算審査に当たっては、軽井沢少年自然の家や旧箱根千代田荘

の活用方針、本庁舎PFI事業終了に伴う今後の管理運営方法、スポーツ振興計画改定に係る不正契約によって明らかになった区の執行体制の不備など、数々の問題点を指摘いたしました。区は、これらの問題に対し、議会にも、区民の皆さんにも、きちんと説明する責務があると思いません。

地方自治法の規定に基づき、議会の審判に対して、どのような責任ある対応を行い、報告するのか、お伺いいたします。

2点目の質問です。

いよいよ石川区長の任期も残すところあと3か月を切りました。この間、ご自身のマンション問題から議会の解散騒動、直近でも決算の不認定、さらには教育長不在という、区政に様々な混乱を生じさせています。区長自身にその自覚があってもなくても、そして、収束させる気持ちがあってもなくても、混乱を極めている千代田区政に対し、執行機関はもちろん、私たち議会も、区民生活にその混乱が及ぶことのないよう、しっかり区政運営に取り組まなければなりません。

しかし、こうした混乱の中では、効率的な区政運営を行うことは困難であり、区役所内外から一日も早くこの混乱の収束を望む声が日に日に高まっています。

そこで、不安を抱える区民、職員に代わりお伺いをいたします。

任期残り僅かではありますが、任期中最後の定例会となる第4回定例会に当たり、区長は、今後の区政をどのように進めていきたいのか。当然、ご自身の出处進退を懸けて望む今定例会になると思いますが、この点も踏まえ、お答えください。

次に、区民人口の増加する中であって、コロナ禍の災害対策、特に避難所の運営について、お伺いをいたします。

内閣府が今年9月に九州地方などに来襲した台風10号に関して、その当時に避難所を開設した九州各県と山口県の各市町村に行った調査報告があります。それによると、対象236市町村の約4割に当たる100市町村が、コロナ禍の避難所開設において、密を避けるため、定員を減らすことにより避難所が不足し、その場合の対応として、避難所として使われていない部屋を使うことや、他の避難所を紹介するなど、開設した際の対応の難しさを感じさせる結果が示されました。

そして、千代田区でも昨年10月の台風19号に際し、区内14か所の避難所を初めて開設しましたが、地域に十分な連絡が行き届かなかつたり、施設内にスムーズに入れなかったことなど、様々な課題がありました。その改善策として、自主避難所に関しては、これまでの区民ホール1か所から6出張所を運用することに変更し、震災などで避難所を開設しなければならない場合に際しては、避難所運営協議会の連絡体制を確立することや、開設の手順について、各施設管理者を含め、訓練することが必要ですが、コロナ禍のため、運営協議会の会議や避難訓練ができない状況となっています。その避難所については、それぞれの運営協議会を構成する地域町会の人口に基づき、一定割合の避難者を受け入れる想定となっていますが、区内いずれの地域も人口が増加している状況であり、感染防止を考慮すると各施設が収容できる人数を制限せざるを得なく、いざというときにそれぞれの避難所が機能するには、避難所の箇所を増やすなどの検討が必要と

考えます。

そこで、2点お伺いいたします。

コロナ禍にあって災害が発生した際の避難所開設の方法や避難の周知について、現在の状況と今後の在り方についてお聞かせください。

また、感染防止の観点から、避難所の数やスペースを増やしていく必要があると考えますが、ご見解をお聞かせください。

次に、**保健所の機能拡充**について、お伺いをいたします。

昨年、中国・武漢で発生した新型コロナは、瞬く間に全世界に蔓延し、未曾有の被害を引起こし、収束に向けてはいまだ先が見えない状況です。現在、ヨーロッパでは、新型コロナウイルスの第2波に見舞われており、2度目のロックダウンや外出制限、飲食店や劇場の営業禁止など、感染拡大を抑えるために、経済や社会活動の規制が強化されています。そして、アメリカでは、今月4日に、1日の感染者数が10万人を超えるなど、極めて深刻な事態が続いています。

一方、我が国の感染者数は、人々の徹底した感染防止対策により欧米諸国と比べれば少ないものの、各種施設でのクラスターの発生や感染経路が分からないケースが多くなるなど、依然としてコロナ禍の収束に見通しが立たない中、9日には、新型コロナ政府分科会の緊急提言で、尾身会長は、「急速な感染拡大に至る可能性が十分ある」としています。

こうしたコロナ禍にあって、重症化リスクの高い高齢者や基礎疾患をお持ちの方をはじめ、妊婦の方など、不安を抱える区民への万全な対策を図っていくことが必要ですが、そのためにも、感染拡大防止や予防のために従事している保健所の体制を一層強化していく必要があると考えます。

さきの第3回区議会定例会で、我が党では、区民の安全・安心と命を守るため、保健所の機能強化を強く訴えました。とりわけ、人員体制の拡充に加え、保健所職員の執務スペースの確保は喫緊の課題であり、保健所が区民の生命や健康を守るための業務を数多く行っている重要な拠点であることは言うまでもありませんが、麴町と神田の保健所を集約し、九段下に設置された以降、人口増に伴う乳幼児健診など各種健診の増加や、違法民泊、受動喫煙への対策などの新しい業務が急増しており、応援職員の受入れや相談窓口、コールセンターの設置など、保健所の執務スペースが必要となっております。

とりわけ、新型コロナウイルス対応に関しては、第2波、第3波も懸念されており、早急な対応が求められています。

しかし、これまでの区の対応を見ると、違法民泊の対応に迫られた際には、民泊指導課を、保健所ではなく区役所3階に設置、また、新型コロナウイルス対応を迫られた際には、コールセンターを、これも保健所ではなく区役所の会議室を転用して設置するなど、場当たりの対応が目立ちます。

区は、これまで区民の生命と健康を第一に考え、対策を講じていると、繰り返し述べていますが、区民生活を支え、区民の命を守るために最前線で働く職員は、まさに区の貴重な人材であり、保健所職員がその能力を十分に発揮できるよう職場環境を整えていくことも、リーダーとしての

区長の責務ではないでしょうか。

そこで、お尋ねをいたします。

この喫緊の課題である保健所の機能拡充、職員の執務環境改善に向けて、どのような検討を行っているのか、その進捗状況についてお聞かせください。

次に、本区の教育行政の考え方について、2点お伺いいたします。

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、GIGAスクール構想は、その歩みを早めました。本区においても、休校中の子どもと学校を速やかに結ぶオンラインの環境を整えました。また、6月の第2回定例会において、1人1台の端末環境が早急に整備されるよう、7億7,000万円余の補正予算が議決され、各校において導入の準備が進んでいると伺っています。

しかしながら、このGIGAスクール構想とは、休校なので学校に来られない子どもと学校をオンラインで結びつけることだけが目的ではないはずです。昨年12月に文部科学大臣が出したメッセージには、「1人1台の端末環境は、もはや令和の時代における学校のスタンダードである」、そして、「これまでの我が国の教育実践の蓄積とICT教育とのベストミックスを図っていくことにより、これからの学校は劇的に変わる」と述べられています。

つまり、ICT環境の整備は授業を充実するための手段であり、ICTを導入することそのものが目的ではありません。ICT環境の整備をしたから終わりということではなく、充実したICT環境を生かした授業を通して、千代田区の子どもたちを、これからの未来を切り開いていく社会の担い手として育てていくことができるかということにあると思います。

そこで、お尋ねをいたします。

1人1台とする端末環境の整備について、その進捗状況をお伺いいたします。また、1人1台の端末環境を生かした授業を充実させる取組について、教育委員会として、今後どのように考え、推進していくのでしょうか。

最後に、**教育長の任命について**お伺いをいたします。

特別職である教育長の任命同意議案、地方教育行法第4条第1項は、条例の制定改廃など、その他の議案とは全く性格が異なり、区長の専管事項であって、これまでは、区長と議会が事前に十分なすり合わせを行った上で、本会議の最終日に、区長自ら議案を提案されてきました。当然、副区長により提案理由説明もなされていません。

このような性格を持った議案であるからこそ、これまで議会としても議案を委員会に付託することなく、議会日程の最終日に急施をもって提案された議案に対して、本会議場において直ちに採決を行ってまいりました。まさに、区政の両輪である区長と議会とが、互いの信頼関係に基づいた上で議論をし、責任を持って決断してきたわけであります。

ところが、最近の石川区長はどうなってしまったのでしょうか。区長から議会に対して建設的な議論を行うという姿勢が全く見られません。人事案件についても一切相談がない状況が続いてまいりました。

そして、ついに10月15日、第3回定例会終了日になっても、石川区長から教育長任命同意の議案が提出されることはありませんでした。教育長の任期は10月18日までですから、石川

区長が議案を提出しなかった結果、本区では、現在、教育長不在という事態に陥っています。GIGAスクール構想の旗振り役、地方教育行政の責任者がいないという異例な事態となっております。

石川区長は、議会解散取消し後の8月12日、臨時会の場において、「区政をこれ以上停滞させてはならない」、「真摯に議会と区民福祉の向上のために議論を行い、共に事業、施策を構築してまいります」と宣言され、謝罪されましたが、このことすら区長自身、忘れてしまったのではないかと首を傾げざるを得ません。

そこで、お尋ねいたします。

石川区長は、教育長が不在になっても構わないと、どのような理由でご判断されたのでしょうか。そして、教育長を不在にするということについて、区民及び議会に対して一切説明がなく、職員に対しても説明がないようですが、説明をしないのはなぜか、そして今後どのような説明をされるのか、お聞かせください。

以上、現在そして今後の千代田区政にとって基本となる諸事項について質問をいたしました。区長並びに関係理事者の明快な答弁をお願いし、千代田区議会自由民主党の代表質問を終了いたします。（拍手）

〔区長石川雅己君登壇〕

○区長（石川雅己君） 小林やすお議員の、今後の区政運営と教育長不在の事態についてお答えをいたします。

さきの第3回区議会定例会において、決算が認定されなかったことは、大変重く受け止めております。特にスポーツ振興基本計画の策定支援業務における不適切な事務執行に関しましては、全庁的な問題と受け止めております。原因を分析し、再発防止策を検討しており、全庁を挙げて、改善に向けてしっかりと取り組む所存であります。対応策がまとまり次第、直近の区議会において報告をさせていただきたいと思っております。

軽井沢あるいは箱根につきましては、再度庁内で議論をし、一定の考え方を改めてまとめたいと思っておりますが、若干時間を頂きたいと思っております。

次に、今後の区政運営についてであります。今は国難と言われる新型コロナウイルス対策に全力を挙げて取り組むことが、区政運営における最重要なことだろうと私は思っております。これから寒い冬場を迎えることになり、感染の再流行が懸念されます。区民の生命と健康を守ることを最優先に、備えを万全にすることが肝要であり、区民の福祉向上に向けて、誠心誠意注力していく所存であります。

最後に、教育長の選任についてであります。教育長は区の教育行政を総括し、推進していく上で重要なポストであることは、誰もが認めているところであります。そうした意味で、このたびの教育長不在の事態を、望ましい状態でないことは、私も十分に認識しております。教育長不在となっていることは誠に遺憾に感じておりますが、現在、慎重の上にも慎重に思案を重ねているところであります。

その他については、関係理事者をもって答弁をいたさせます。

〔教育担当部長佐藤尚久君登壇〕

○教育担当部長（佐藤尚久君） 小林やすお議員の、G I G Aスクール構想についてのご質問にお答えします。

まず、子どもたち1人1台端末環境の整備に向けた進捗状況についてですが、6月の定例会でG I G Aスクール推進のための補正予算についてご議決いただいてから、各校への早期導入を目指して準備を進めてまいりました。そして、この11月には、小中学校全校に順次導入し、設定等の作業が済み次第、運用が可能な状況になっております。今後は、この環境を授業の中で十分に活用できるよう、各学校とともに授業改善に向けた研修や実践を行ってまいります。なお、今回の1人1台環境の整備に合わせ、児童・生徒が端末を家庭に持ち帰り、家庭学習にも活用しますが、これまで以上に情報モラル教育を徹底するほか、物理的にもSNS等の利用制限を設けた運用を行います。

次に、1人1台端末の環境を生かした授業を充実させる取組と今後の考え方についてですが、議員ご指摘のとおり、1人1台端末環境は授業を充実させるための手段であり、環境を整備することが目的ではありません。その環境が、子どもたちの資質能力向上のため、どのように生かされていくかということこそが重要であると考えております。

この間、教育委員会では、「1人1台からの学びをつくる千代田ICT事業指針—スタート編—」を作成し、各校を訪問しての指導により、その理解を図っております。具体的には、「意見や考えを共有すること」、「個々のペースで取り組めるドリル教材について」、「タイピングスキルを身につけること」、「課題や画像・動画を子どもたちと共有できること」などについて、まずはここから取り組んでほしいという内容について、各校に周知をしているところです。

教育委員会といたしましては、この取組を足がかりに、オンラインを利用した学校間や異校種、地域リソースとのつながりを持つことや、他県や海外とつながることまでに発展させ、その実践をさらに充実させていくことができるよう推進してまいります。

〔財産管理担当部長大森幹夫君登壇〕

○財産管理担当部長（大森幹夫君） 小林やすお議員の、保健所の機能拡充についてのご質問にお答えいたします。

千代田保健所は、これまでも民泊指導や受動喫煙対策、さらには今回の新型コロナウイルス対策など、喫緊の行政需要・行政課題に対応した新たな業務が増加する一方で、限られたスペースで執務に取り組んでおり、議会からも、「保健所事務スペースの確保が喫緊の課題」とのご指摘を頂いているところでございます。そのため、こうした保健所の執務スペースの確保に向けては、現保健所立地との距離や、保健所機能の一部移転が可能な広さの確保などの観点から、区有施設をはじめ、様々に検討を行ってまいりました。

区で千代田会館10階の職員研修室を転用できないか検討を進めていく中、8階の事務室の借用について、千代田会館と交渉できるようになりましたので、現在、鋭意、賃貸借に向けて取組を進めているところでございます。

まずは、保健所の機能拡充のための執務スペース確保を第一に、生活衛生課や民泊・受動喫煙

担当課の機能を移転する方向で調整を進めており、併せて、本庁舎の執務スペースについても、少しでも改善が図られるよう検討を進めているところでございます。

来年度当初、あるいは早ければ年度内も視野に入れて、なるべく早く移転できるよう、保健所の機能拡充・執務環境改善に向けて協議調整を進めてまいります。

今後、詳細を詰めながら、進捗について適宜ご報告をさせていただきます。

〔行政管理担当部長古田 毅君登壇〕

○行政管理担当部長（古田 毅君） 小林やすお議員の、人口増に伴う災害対策についてのご質問にお答えいたします。

まず、コロナ禍にあつての災害発生時の避難やその周知についてでございますが、発災時には、まず各自が身の安全を確認していただくこと、そして、自宅が安全な場合は避難所に避難する必要はなく、在宅避難ということをお願いしてございます。

一方で、危険を感じる場合には避難所に避難していただくこととなりますが、その際にも、マスク、消毒液、体温計、スリッパなど、感染防止と体調管理ができるよう、最低限の必需品をご持参いただくようお願いしております。

また、避難所の開設に際しましては、消毒液や非接触式体温計、運営スタッフ用のフェイスシールドなどを配備しております。その他の感染防止に必要な物資については、引き続き配備を進め、さらなる拡充に努めてまいります。

なお、各避難所において、密となり受入れが難しくなった場合には、近隣の区施設を開放することや、さらに避難時に配慮が必要な方につきましては、福祉避難所や宿泊施設を避難場所として開設するなど、避難者の受入れを進める手順となっております。

さらに、こうした取組の周知につきましては、これまで広報千代田における防災の特集やホームページなどで適宜ご案内しているところですが、引き続き、様々な媒体を通じて周知をまいります。

なお、避難所の開設方法などにつきましては、避難所運営協議会を通じて周知を図ることなども、継続して取り組んでまいります。

次に、人口増に伴う避難所の増設等についてでございます。感染症対策は別として、新たな避難所を設ける場合には、地域として当該施設を活用するために、その関係町会により新たな避難所運営協議会を立ち上げる必要がございます。現時点で町会からの要望や相談などはございませんが、今後、地域の状況を踏まえ、必要に応じて対応を検討してまいります。

なお、感染症に関する現在の取組としては、各避難所において、発熱者や感染疑いのある方などを区分できるよう、また、一般の避難者の方も密にならずに避難できるよう、空きスペースの活用やパーティションなどの資材の配備を進めているところでございます。引き続き、こうした感染防止対策を進め、密にならずに避難者の受入れができるよう取り組んでまいります。

○議長（小林たかや議員） 議事の都合により休憩します。

午後1時32分 休憩

午後1時44分 再開

○議長（小林たかや議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

各会派の代表質問を続けます。

日本共産党区議団を代表して、12番木村正明議員。

〔木村正明議員登壇〕

○12番（木村正明議員） 私は、日本共産党区議団を代表して質問いたします。

欧米では、新型コロナウイルスの感染が再拡大し、日本でも、そして千代田区でも、増加の傾向が強まっています。国の新型コロナ対策の分科会も、「適正な対策を取らなければ急速な感染拡大に至る感染が高い」という認識を示しました。検査と医療体制の抜本的な拡充などによる感染抑止は、区民の命と健康を守る上で、区政の最優先課題になっています。

私ども党区議団が実施した「区政アンケート」に、約300名から回答が寄せられました。（スクリーンを資料画面に切り替え）

国や自治体に対して区民が求めるコロナ対策はこのとおりです。要望の高さは、医療機関への財政支援、PCR検査の抜本的な拡充、保健所の体制強化、医療体制の拡充、消費税の減税の順でありました。この結果を踏まえ、以下4点質問いたします。

第一に、保健所の体制の強化です。感染拡大に対応するには、検査・保護・追跡の仕組みの構築が不可欠です。無症状や軽症の感染者を着実に発見・保護していくには、感染追跡を専門に行うトレーサーが不可欠です。また、特定建築物に立入りし、施設の環境衛生指導を行う環境衛生監視員も不足しています。

前定例会で区長は、「保健所の人員体制の強化とともに、緊急的な措置として区有施設の活用など保健所外でのスペース確保の検討を進める」と答弁されました。保健師をどれだけ増員するのか、環境衛生監視員を何人確保するのか、事務所スペースはどう拡充するのか。検討状況をお答えください。

第二は、PCR検査の抜本的な拡充です。感染拡大防止と社会経済活動の両立の鍵は、PCR検査の拡大にあります。他区では、学校や保育園でもクラスターが発生しています。これらの集団感染によるリスクが高い施設の職員関係者を定期的に検査し、感染拡大を防ぐことが必要です。

学校や保育園等での定期的なPCR検査を実施すべきではありませんか。検討状況をご報告ください。また、介護施設職員への定期的なPCR検査に加えて、介護職員と接触する事務職の職員も対象に広げたらどうでしょうか。答弁を求めます。

第三は、医療機関への財政支援と医療体制の拡充についてであります。

日本医師会が全国の診療所を対象に行った経営影響調査で、4～6月期の医業収入は、対前年度比で平均13.3%のマイナスとなり、給与費も軒並みダウンしました。日本病院会など3団体の実態調査によると、全国の病院は4～6月期に平均10%を超える赤字となり、4分の1を超える病院で夏のボーナスがカットになったといます。

新型コロナとインフルエンザの同時流行への体制づくりという点からも、医療機関への財政的補償が不可欠です。区内の発熱外来でも、診療が終わるたびに入り口のノブから椅子、聴診器など全て消毒するといいます。スタッフが着るエプロンや手袋なども、そのたびに替えます。

発熱者が他の患者と交わらない配慮も必要です。現場は非常に大きな負担で医療を支えています。それだけに、医師会・歯科医師会・薬剤師会への区独自の財政支援を「助かった」と歓迎しています。この財政支援は、区民も求めていることを今回のアンケート結果は示しました。

医療崩壊を防ぐために、医師会等の声を聞きながら、医療機関等への次の財政支援を検討すべきではありませんか。その際、医師会に未加入の開業医も対象にすることを求めるものであります。

区政アンケートでは、医療体制の拡充も区民の強い願いでした。背景には、国が地域医療構想に基づき、424の公立・公的病院の統廃合・病床削減を進めようとしていること、また、東京都が都立病院・公社病院の運営を、経営効率優先の立場から独立行政法人に移そうとしていることへの不安があるのではないのでしょうか。

国に対しては公立・公的病院の統廃合計画の中止を、都に対しては都立・公社病院の独法化の撤回を働きかけることを求めます。

第四は、中小事業者への直接支援です。東京商工リサーチの調査によると、コロナ収束が長引いた場合、廃業を検討する可能性があると感じた中小企業は8.8%でした。単純計算で実に31万社を超える中小企業が廃業の危機に瀕していると言えます。（スクリーンの資料画面を切り替え）

区議団の区政アンケートにおける支援の要望では、多い順に、休業要請・自粛と一体の補償、家賃や人件費などの固定費補助、クーポン券など消費者保護、無利子融資の拡大、となりました。アンケートにはこんな声がかかれています。「飲食業者は国や都の要請で仕事ができなくなり、収入が減少し、生活が苦しくなりました。それに見合う補填をお願いしたい」「消費税の減税を」「地方税も猶予でなく減免にしてほしい」等々であります。

中小事業者は、消費税の減税とともに、直接支援を強く求めています。ところが、国は、雇用調整助成金や持続化給付金といった支援を12月で終了しようとしています。

雇用調整助成金は、給付内容の拡充と手続のさらなる簡素化を進め、延長すること。持続化給付金は1回限りとせず、支給要件を改善し、コロナ収束まで事業を維持できるよう、複数回支給すること。この2点、国に働きかけることを求めます。

さて、千代田区は、商工関係団体等支援事業を開始しました。この事業は、商店会や業種別団体などを対象に、新生活様式対応補助金や会費減額給付金を支給するものです。

新規事業でありますので、商工団体の問合せ状況や利用者の声をご紹介いただければと思います。

区内では、コロナ禍の下、リモートワークが進み、社員食堂を閉鎖した事業所が次々生まれています。都心区特有の現象と言えるかもしれません。目を向けるべきは、その事業所へ納入してきた零細事業者がまさに危機に瀕していることです。こうした事業者が望んでいるのは、人件費や家賃への固定費補助といった直接支援です。

もう1つ、事例を紹介します。区内に住むあるアーティストは、文化庁による文化芸術活動の継続支援事業を7月に申請しました。11月に入っても交付されません。そもそもこの制度は、

新たな事業を行うことが前提です。そのための自己資金を用意しないと申請できないなど、使い勝手が悪いものになっています。このアーティストは、自己資金もほかから借りたので、より負債を抱えてしまったと嘆いています。

中小零細事業者やアーティスト等への直接支援策がどうしても必要です。コロナが収束するまでの継続的な直接支援策を求めるものであります。

次に、**コロナ禍と都市開発**についてであります。

コロナ禍は、国民の中に大きな意識変化をもたらしました。（スクリーンを資料画面に切り替え）

これは、内閣府の「新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」であります。上段オレンジ色の「家族の重要性を、より意識するようになった」が49.9%。中段水色の「仕事以外の重要性を、より意識するようになった」が31.5%。下段オレンジ色の「社会とのつながりの重要性を、より意識するようになった」が39.3%となっています。この意識の変化は、地方への移住の関心も高めています。（スクリーンの資料画面を切り替え）

全体では、地方移住の「関心が高くなった」「関心がやや高くなった」が15%です。右側の上段にあるように、東京23区に住む20歳代では、実に35%が地方移住への「関心が高くなった」もしくは「やや高くなった」と答えています。この傾向は、テレワーク経験者に顕著に表れているといえます。（スクリーン表示を元に戻す）

この意識の変化、特に若者の意識の変化は、今後の都市の在り方、都市開発の在り方を変えざるを得ません。東京一極集中の是正に現実味が生まれてきたと言えるのではないのでしょうか。既に都心のオフィスの縮小、東京周辺でのサテライトオフィス、地方へのオフィス移転の意向を示す企業が出てきています。コロナ禍で、7割弱の企業で、オフィスの見直しを実施・検討しているという調査結果もあります。

区長は、このコロナ禍の下、都心の在り方にどのような影響をもたらすとお考えでしょうか。就業人口の減少をもたらす契機になるとは思われませんか。見解を求めるものであります。

そうした中でも、区内では再開発事業がめじろ押しです。このまま再開発に突き進んで大丈夫なのか。誰ものが不安に思っているのではないのでしょうか。

三菱地所が進める常盤橋の再開発は、コロナ危機の中、床面積を49万平米から54万平米まで拡大しました。破綻のリスクに目を塞ぎ、突っ走るかのようであります。

ある一般社団法人が著した「再開発事業等の施設開発の構造的課題と求められる転換」は、市街地再開発事業の失敗事例から、要因を明らかにし、「人口減少社会においては、従来の拡大経済期から比較して、より堅実なる方法を採用する必要がある」との視点で改善策を提言した論文であります。

このように述べています。「失敗事例では、区画整理・再開発事業の一番基になる構想が打ち出されてから実行までに10年～20年の時間が経過しているにもかかわらず、この時間経過の間に起きている市場環境の変化を、事業関係者間で見直し計画に反映された様子が見受けられなかった」。「初期の構想段階から時間経過していれば、外部環境の変化を改めてチェックし、根

本から考え直さなければならぬはずである。しかしながら、時間をかけてなされてきた合意形成をやり直すという決断は選択し難いため、外部環境の変化に適応させ構想を見直すよりも、これまで積み上げられてきた合意形成を優先し、一刻も早い開発着手へと動いてしまう」。まさに今、この指摘に学ぶべきときではないでしょうか。

都心区の市街地再開発事業では、高い維持管理費に耐え切れず事業が終了し、5年後に転居せざるを得ないケースが少なくありません。5年後に固定資産税の減額制度がなくなるからです。区内で計画されている市街地再開発事業が、構造的な不動産過剰社会が生まれようとする下で、本当に経営破綻とならないのか。地権者は住み続けられるのか。こうしたリスクを抱える市街地再開発事業が、果たして、機能更新と居住継続を図る唯一の方法なのか。

コロナ後を見据え、こうした視点で一つ一つの再開発計画を検証・見直す必要があるのではないのでしょうか。答弁を求めるものであります。

最後は、**人類の生存を脅かす2つの問題**について伺います。

1つは、核兵器禁止条約の発効です。核兵器禁止条約の批准国が50に達し、来年1月22日に発効することが確定しました。核兵器の開発、実験、生産、保有から使用と威嚇まで違法化し、核兵器に「悪の烙印」を押す画期的な国際条約であります。

我が党は、被爆者をはじめとする「核なき世界」を求める世界の声が結実した巨大な一步を、心から歓迎するものであります。

ところが、唯一の戦争被爆国である日本政府が、これに背を向けていることは極めて恥ずかしいことです。ノーベル平和賞を受賞した、核兵器廃絶国際キャンペーン（ICAN）のベアトリス・フィン事務局長は、「日本が条約に加われば、世界にとてつもない衝撃を与える。この決断は、核保有国の姿勢を擁護しているほかの国々が、核兵器を拒絶する引き金になる」と述べています。

政府に対し、今、「核兵器禁止条約の署名・批准を求める署名」が勧められています。この署名は、音楽家の坂本龍一さん、元外相の田中真紀子さん、元防衛相、田中直紀さん、広渡清吾東大名誉教授など、120人が呼びかけているものであります。

千代田区は、「核兵器をなくし平和な世界を築き上げよう」と明記した国際平和都市を宣言する自治体であります。政府に対し、核兵器禁止条約に参加するよう求めるべきではないでしょうか。同時に、草の根からの世論づくりが欠かせません。区として、核兵器廃絶に向けた区民講座の実施や、署名・批准を求める署名運動への参加を求めるものであります。

いま一つは、気候変動についてです。菅首相は所信表明で、「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする」と宣言しました。区長もまた招集挨拶で、「気候変動は、人類の生存基盤を揺るがす問題」とし、「気候変動の進行を抑止し、将来の世代に良好な地球環境を引き継いでいくことが、今を生きる私たちの責任」と述べられました。

区議会は本年6月、「気候非常事態宣言に関する決議」を全会一致で可決し、区長に対して「気候非常事態」を宣言し、先駆的取組を行うよう強く求めたところであります。気候変動問題では、区議会と区長は同じ方向を向いていると言えるでしょう。区議会が求めたように、千代田

区として「気候非常事態宣言」を発するべきではないでしょうか。

2050年の目標を達成するためには、2030年までの最初の10年で思い切った削減が不可欠です。2030年では4割以上の削減目標を設定することを提案するものであります。

さて、2050年で排出実質ゼロを実現するための本気度が、国政にも区政においても問われています。試金石は、国において2つあります。1つは、国連事務総長が「石炭中毒」とまで非難した、日本の石炭火力発電所をどうするのかです。現在建設中、あるいは計画中の17基の石炭火力は、2050年にも温室効果ガスを出し続けることになるからです。もう1つは、省エネ、効率化の徹底とともに、再生可能エネルギーの本格的導入に踏み切るかどうかです。

石炭火力の新規建設の中止と既存石炭火力の計画的な停止・廃止、そして再生可能エネルギーの本格的導入の2点を国に求めるべきではないでしょうか。

さて、千代田区で排出ゼロの本気度を問う試金石は、区内で最も排出量の大きい業務部門、つまり事務所ビルへの対応であります。（スクリーンを資料画面を切り替え）

千代田区は約30年間で二酸化炭素の排出量を約30万トン増やしています。しかも、ここに来て、常盤橋プロジェクトなど巨大再開発が動き出しました。こうした計画をそのままにして、本当に排出ゼロを実現できるのでしょうか。（スクリーン表示を元に戻す）業務床面積を増大させる再開発にどう向き合うのか、明確な方針を打ち出すことが欠かせないではありませんか。

答弁を求め、質問を終わります。（拍手）

〔区長石川雅己君登壇〕

○区長（石川雅己君） 木村議員の核兵器禁止条約に関するご質問にお答えします。

お話しのように、千代田区は平成7年3月に「国際平和都市千代田区宣言」を公表いたしました。そのときに、区議会の全会一致の議決だったわけでありまして。宣言の内容については、いろいろと今ご質問の中でもあったと思います。

私たちは、木村議員の核兵器禁止条約への参加というご議論につきましては、ぜひ議会全体として総意を出していただきたい。そして私も共々一緒に行動を取るということはやぶさかでないわけでありまして、ぜひ、平和宣言をしたと同じように、議会全体としてこの問題について総意をまとめていただきたいということを、まず申し上げたいと思います。

あと、後ほど詳しくお答えすると思っておりますが、医療に関しましては、第2回定例会でかなり大胆に支援をさせていただきました。これはまさに医療というのが区民の生命と健康を守る重要な社会的インフラだという思いで、支援をさせていただきました。おかげさまで、他の地域の病院は、かなり医療スタッフが辞めるだとか、そういう状況がありますが、区内においてはそういう状況はないということは、かなり私たちのそうした施策が、国や都に先駆けて行ったことが、非常に効果が出ているのだろうというふうに思っております。

その他につきましては、関係理事者をもってご答弁をいたさせます。

〔地域保健担当部長原田美江子君登壇〕

○地域保健担当部長（原田美江子君） 木村議員のコロナ対応策に関するご質問のうち、保健所体制の強化及び医療体制の拡充に関するご質問についてお答えいたします。

保健所では、これまでの間、新型コロナ感染症対策として、患者発生時の積極的疫学調査、各種相談業務、PCR検査センター業務、また、飲食店をはじめとする営業施設への感染症対策指導や区民への感染予防の普及啓発など、様々な感染拡大防止策を行い、必要な人員の配置調整については、保健福祉部内で協力体制を敷き、取り組んでまいりました。

このような中で、感染症対策に携わる保健師の増員に関しましては、4月当初より、3人の保健師を増員し、倍増するとともに、相談業務の一部であるコールセンターを民間会社へ委託しております。

また、国からの特定建築物内飲食店等の換気状況等に関する立入検査依頼についても、食品衛生監視員による認証制度の立入検査を活用するなど、限られた人材を有効に活用しながら感染症対策業務に努めてまいりました。

今後につきましても、必要な対策に対して、保健師や環境衛生監視員などの専門職の増員などを含めて、引き続き、保健所の人員体制の強化を進めてまいります。

次に、保健所の事務スペースにつきましては、ご案内のとおり、感染症対策に伴う保健所業務の増大に対し、人員の増強が急務であることから、保健所の執務スペースの確保に向けて、庁内で協議し、様々に検討を行ってまいりました。そうした中、千代田会館8階事務室の借用について、千代田会館と交渉ができるようになりましたので、財産管理担当部署と連携をしつつ、調整を進めてまいります。

次に、医療機関への財政支援についてお答えいたします。

これまで、区では、区民の生命と健康を守ることを最重要課題と位置づけて、重点的に取り組んできました。医療機関への財政支援については、重要な社会インフラと医療機関を位置づけ、地域医療を担う医師会、歯科医師会、薬剤師会における感染症対策の整備や、災害拠点病院等が専用病床の確保などを行うに当たって、経営状況の悪化が懸念されることから、安定的な医療の提供を継続していただくために、国や都に先駆け財政的な支援策を講じてまいりました。これにより一定の効果があつたと考えております。

感染症対策の状況に応じた医療体制整備などの課題は、刻一刻と変わっていることから、さらなる医療機関への財政支援については、今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況や国の動向を十分に注視しつつ、総合的に検討していく必要があると考えております。

次に、医療体制の拡充についてお答えいたします。

本区の属する区中央部保健医療圏には、高度医療提供施設が集積している一方で、急性期・回復期・慢性期機能が不足しているという現状の課題については、ご案内のとおりでございます。このような中、地域医療構想調整会議の中で、医療機能の見直しや在宅医療等の医療需要推計について、関係機関との意見交換、調整を行ってまいりました。今後とも、区は、病院の病床配分を所管する東京都や地域の医療関係機関等と緊密に連携し、必要に応じて国等へも対応してまいります。

次に、都立・公社病院の独立行政法人への移行に関しましては、東京都では、高齢化の急速な進展など、環境が大きく変わる中でも、一般医療機関だけでは対応が困難な行政的医療の提供や、

地域医療の充実への貢献をはじめ、担うべき役割を将来にわたり安定的に果たし続けていくために、令和4年度内を目途に移行する予定と聞いております。

区としましては、独立行政法人化について、感染症医療・救急医療・小児医療などの行政的医療や地域医療の充実に向け、安定的、継続的な医療体制の構築を期待しているところです。

〔地域振興部長村木久人君登壇〕

○地域振興部長（村木久人君） 木村議員の雇用調整助成金、持続化給付金についてのご質問にお答えいたします。

国は、新型コロナウイルス感染症の拡大が経済活動に及ぼす影響に鑑み、雇用調整助成金の拡充や申請手続の簡略化、持続化給付金の創設などの支援を行ってきたものと認識しております。また、東京都においても、感染拡大防止協力金などの中小企業者支援が実施されてきました。

区といたしましては、「緊急経営支援特別資金」や「小規模企業支援特別資金」などの融資制度の創設のほか、中小企業診断士に社会保険労務士を加えた総合的な窓口サービスを実施し、単なる資金確保の相談にとどまらず、区内の中小事業者が、ご指摘の雇用調整助成金や持続化給付金などを含めた様々な支援制度を適切に活用できるよう、支援を行ってまいりました。

国家の経済政策は国の判断により実施すべきものと認識しておりますが、今後も国や東京都の支援制度の動向に注視し、事業者が必要な支援策を活用できるよう、正確な情報提供など、相談窓口における事業者に寄り添ったサポートに努めてまいります。

次に、商工関係団体支援事業の現況についてお答えいたします。

本事業は、本年第2回区議会臨時会においてご議決いただきました補正予算に基づき、10月から開始いたしました。開始当初より多くのお問合せをいただいております。11月5日時点の申請状況は、新生活様式対応補助金が8件2,000万円、会費減額給付金が18件約2,100万円となっております。

新生活様式対応補助金を活用しての取組といたしましては、団体がコロナ感染症対策のために、アルコール消毒液や検温器を一括購入して会員事業者へ配付する取組のほか、ウェブで展示会を企画する等、地域や業種特性による独自の創意工夫をした取組が予定されています。

利用団体の声といたしましては、ご相談を頂く中で、「必要経費の負担軽減になるのでとても助かる」、「売上げ回復のためのイベント実施等、新しい取組ができる」など、感謝の声を頂いているところです。

次に、小規模零細事業者やアーティスト等への支援についてお答えいたします。

区は、特に財務基盤が脆弱な小規模事業者を対象にした「小規模企業支援特別資金」を新設し、区民条件では実質無利息となる資金調達支援を10月からスタートいたしました。これにより、小規模事業者は長期にわたり有利な条件で運転資金の確保が可能となります。

そのほかにも、新型コロナウイルス感染症に係る事業者への支援策といたしましては、国や東京都で実施されているものを含め、様々なものが実施されていますが、こうした支援策は、いわゆるアーティスト活動を行っている事業者も、要件に該当すれば利用することができるものです。

また、区民の方々への包括的な直接支援策として、本年第2回区議会臨時会において補正予算

案をご議決いただきました、一律12万円の給付を行う「千代田区特別支援給付金」も、お時間を頂きましたが、来週には受付を開始する予定です。

区といたしましては、今後も、国や東京都の支援策に注視しながら、相談事業者に寄り添った支援を継続してまいります。

〔文化スポーツ担当部長大矢栄一君登壇〕

○文化スポーツ担当部長（大矢栄一君） 木村議員の核兵器禁止条約に関するご質問のうち、講座や署名運動のご質問にお答えいたします。

本区では、「国際平和都市千代田区宣言」の理念の下、平和使節団の広島、長崎などへの派遣により、次代を担う若い世代が、平和の尊さを実感し、さらに報告会の開催や報告書の配付などで体験を広く伝えるなど、まさに行動を広げているところです。また、平和イベントでは、広島平和記念資料館や長崎原爆資料館の原爆の被害と平和を伝える資料などの展示会を継続して開催し、さらに、区民参加の国際交流体験ツアー、地球市民講座などにより、平和啓発を進めております。

残念ながら、新型コロナウイルス感染防止のため、今年度は派遣はかなわず、夏に予定していたヒロシマ・ナガサキ原爆展も延期となってしまいましたが、安全に配慮して工夫しながら、今後も展示会や講座など平和啓発事業を実施してまいります。

こうした取組を着実に継続し、推進していくことが、世界の恒久平和の実現、ひいては核兵器の廃絶に向けた一人一人の行動につながっていく道であると確信しております。署名運動ではありませんが、今後もこうした草の根の取組・行動を、地域の皆様とともに地道に進めてまいります。

〔環境まちづくり部長小川賢太郎君登壇〕

○環境まちづくり部長（小川賢太郎君） 木村議員の気候危機に関するご質問にお答えいたします。

初めに、気候非常事態宣言を発するべきとのことですが、地球温暖化を食い止め、気候変動の進行を抑止するためには、既に顕在化していると言われる気候危機に対して、全ての人々が認識を共有することが極めて重要であると考えております。

現在、区では、地球温暖化対策と気候変動適応策に関する計画の策定作業を進めておりますが、本年6月になされた区議会の「気候非常事態に関する決議」も踏まえ、計画の策定に併せて、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指す「ゼロエミッション千代田」と「気候非常事態宣言」を表明していきたいと考えております。

次に、2030年におけるCO₂削減目標についてですが、2050年のCO₂実質排出ゼロを実現するためには、今後10年の取組が重要であることから、2030年に照準を合わせた中期的な目標を検討しております。こうした中、国が改めて「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現」を目指す旨を表明したことから、今後、国における2030年目標の改定が予想されます。このため、国等の動向を見極めながら、慎重に検討してまいります。

次に、国に対し、石炭火力発電の廃止や再生可能エネルギーの本格導入を求めるべきとのこと

ですが、首相所信表明演説では、「再生可能エネルギーの最大限の導入や、長年続けてきた石炭火力発電に対する政策の抜本的な転換」に言及しています。このため、国は、エネルギー政策の面からも、2050年カーボンニュートラル・脱炭素社会に向けた取組を、より推進していくものと認識しております。

最後に、業務床面積の増加に対する方針に関してですが、建物からのCO₂排出量は、床面積の多寡だけではなく、その建物自体の環境性能や使われ方、使用するエネルギーの種類などの影響を大きく受けると考えております。例えば、既存の建物を環境性能が高い建物に建て替えた場合は、床面積が増えてもCO₂排出量が減ることもあり、さらに、発電の際にCO₂を発生させない再生可能エネルギーを活用する場合には、床面積の多寡の問題は生じません。

これらの点から、CO₂排出量削減の観点で、床面積に制限を設けることは合理的ではないと考えております。

〔まちづくり担当部長加島津世志君登壇〕

〇まちづくり担当部長（加島津世志君） 木村議員のコロナ禍と再開発についてのご質問にお答えいたします。

初めに、コロナ禍が都心の在り方にもたらす影響についてお答えいたします。

今般の新型コロナ禍により、テレワークやサテライトオフィスが急速に普及し、どこにいても東京や世界とつながりを持つことができるようになるなど、働き方が大きく変化してまいりました。

また、2020年第1四半期の実質GDP成長率が、前期比年率マイナス28.1%となるなど、コロナ禍が我が国経済に与える影響は大きく、オフィス需要にも少なからず影響を与えているものと認識をしております。

一方で、リモートワークの進展やオフィス需要の変化は、企業の規模や業種などによっても異なり、今後の動向は不透明なところがございます。

また、オフィス環境においては、「新しい生活様式」の実践に向けて、ゆとりある空間確保に加え、高性能な換気機能の導入など、機能更新に向けたニーズが生じております。高度で多様な機能が集積する本区においては、対面で実施したほうが効果的な業務もあることから、コロナ禍終息後においても、より一層快適で良質なオフィス環境や、多様な交流を促すオープンスペースなどの公共空間の整備が求められていくものと認識しております。

なお、本年10月に「中間のまとめ」が公表された国の「国土の長期展望」では、進学・就業など女性の社会進出の進展に伴い、東京圏への転入超過数は、近年、若年層の女性が多くなっていると指摘しております。このような状況を踏まえ、就業人口の推移については今後も注視してまいります。

次に、コロナ禍を見据えた再開発の検証・見直しについてでございますが、全国に先駆けて都市化が進んだ本区において、都市インフラはもとより、多くの建物が老朽化による機能更新の時期を迎えております。特に中小規模の建物の地権者の方々からは、個別での建て替えを検討したものの、小規模かつ細分化された敷地形状や経済面などの建て替えが困難な状況であると伺って

おります。

現在、市街地再開発事業を目指し、まちづくりを検討されている各地区では、地権者それぞれの事情や考えは様々ではございますが、いずれも自分たちのまちをよくしていきたいといった思いで、まちの課題解決や魅力の創出に向け、知恵を絞り、長期間をかけて検討を進めてきたものと認識しております。

また、今般のコロナ禍における商店の大幅な集客の減少やテナント退去など窮地の状況に直面しており、今後のコロナの影響を見据えた上で、「再開発が将来に希望をつなぐ最後の臨みであり早期に実現してほしい」といった声もあり、そういったことも考慮しながら進めてまいりたいと思います。

〔政策経営部長細越正明君登壇〕

○政策経営部長（細越正明君） 木村議員のPCR検査の拡充に関するご質問にお答えいたします。

区は、今後の新型コロナウイルス感染症対策に関する基本的な考え方として、区民の生命と健康を守ることを最優先に、引き続き、感染予防と感染拡大防止に取り組むことを招集挨拶で申し上げます。

PCR検査については、検査の目的や対象者の範囲、実施体制など、区としての基本方針を定める必要があります。庁内関係部局と協議して、考え方をまとめたところでございます。当然のことながら、検査資源には限りがあることから、優先順位をつけて効果的に対応することになります。

区は、この考え方にに基づき、高齢者施設の従事者など、重症化リスクが高い高齢者等と接触機会の多い介護施設の職員及びヘルパー等への拡充を図っております。そのため、現時点において、学校や保育園等での定期的な検査は考えておりません。なお、介護施設における事務職員については、それぞれの施設において柔軟に対応しております。

○12番（木村正明議員） 再質問いたします。

まず保健所体制についてであります。全体として人員を増やして、執務スペースも広げていくと。いい方向に向かっているということは分かりました。ただ、部長ご答弁の中で、たしか「限られた人材を有効に活用して」というふうに言われたと思うんです。これはもう、一般的にはそのとおりでと思うんです。ただ、保健所の場合、非常に専門性が高く、かつ衛生指導や監視指導や、中身が非常に多面的だと。そういう現場であるということ踏まえた場合に、通常時からですよ、その正規職員で十分な体制を取るという基本的な視点が、私は、定まらないとまずいただろうと。そうであって初めて非常時にも、そういった方たちが中核になれるということだと思うんです。消防署と同じですよ。火事が減ったら消防署員を減らすのか。そうは行かないわけですよ。火事がなければ一番いいわけで、感染が広がらなければ、それが一番いいわけです。

ですから、いつでも十分にゆとりを持って働けるような、そういう保健所体制をつくっていくと。これが、先ほど示したように、区民の願いであるということで、そういう視点での人員増を図っていただけないかと、これが1つです。

それから2つ目は、暮らしと営業の継続支援です。国や東京都の支援を、様子を見ながら、事

業所に寄り添った支援を、たしか「継続する」というような答弁だったと思うんですね。継続じゃなくて、創設するというふうに答弁すべきではなかったんじゃないでしょうか。

国の持続化給付金や雇調金はもう今年いっぱいでしょう。で、あの答弁の中で、適切に受けられるように支援していくんだと。相談体制も、と言っているけれども、例えばある方は、家賃支援給付金を8月に申請しましたよ。3回訂正を求められて、今なお支給されていないと。で、周りには、お店がどんどん閉じていくという状況の中で頑張っているわけですね。

国や東京都の支援策に、確かに区としては独自に受けられるように頑張ってもらいたい、それは思います。しかし、同時に、一方で年内に制度が終わる。で、かつ、残っている制度も使い勝手が悪いという状況の下で、やはり区独自に事業者の声を聞いて、ニーズに沿った、そういう継続的支援策、収束するまで継続できる支援策を創設、つくっていくことが必要じゃないかと。ということなので、再答弁をお願いしたいと。

それから、コロナ禍での都市開発、再開発についてであります。何か、将来に希望をつなぐ、で、何か、最後の望みだという声もある。確かにそういう声を私も聞いたことがあります。問題にしているのは、その望みをつなぐ、（ベルの音あり）希望を、将来の希望をつないでいくような、そういう手法が、市街地再開発事業だけでいいのかということなんです。

なぜかという、数十億という事業費でしょう。で、しかも、その後、数十年にわたって維持管理費が高くなり、固定資産税は5年後に減額制度がなくなり、で、地権者と居住環境も変わり、地権者間での合意形成が非常に難しくなり、で、コミュニティが分断する危険性さえあるわけです。それとは違った開発手法を提示できない行政でいいのかと、こういうことありますので、再答弁をお願いしたいということです。以上です。

〔地域保健担当部長原田美江子君登壇〕

○地域保健担当部長（原田美江子君） 木村議員の再質問にお答えいたします。

平常時から必要十分な人員を確保、育成し、危機に備えるというのは、保健所の基本の考え方であると思います。今年度につきましては、実は保健師等は全国的にこの不足が生じたので、限られた人材で動かざるを得ないというのが今年度の現状でございますが、平常時から、この人材育成というのは、私ども、十分、心に決めて努めているところでございます。

〔地域振興部長村木久人君登壇〕

○地域振興部長（村木久人君） 木村議員の、営業への支援についての再質問についてお答えいたします。

支援の継続ではなくて創設ではないのかというご質問でございました。私どもといたしましても、現在の様々な支援策、まだもちろん継続しているものもございますし、一定の期限で終了するものもございます。これが全ての支援というふうには考えてございません。今後どのような支援を行っていくかにつきましては、感染症の拡大状況や、それに伴う経済状況、こういったものを考えながら、引き続き検討を進めていきたいと考えてございます。

〔まちづくり担当部長加島津世志君登壇〕

○まちづくり担当部長（加島津世志君） 木村議員の再質問にお答えいたします。

木村議員が言われる意見ももつともなことだなというふうに思っております。そういったことも踏まえ、そういったことも検討しながら、やはり再開発を進めていくべきだというふうに思っております。現在進めている、検討されている地域に関しましては、そういったことも十分踏まえながら検討しているというところでございます。また、全て再開発の中で機能更新をやるということではなくて、今だとか、今現在進めているところ、また、今後出てくるところも、そういったものを踏まえまして、検討しながらやっていきたいというふうに考えております。

○議長（小林たかや議員） 次に、公明党議員団を代表して、19番米田かずや議員。

〔米田かずや議員登壇〕

○19番（米田かずや議員） 令和2年第4回区議会定例会におきまして、公明党議員団を代表して質問させていただきます。

まず初めに、行政手続における押印廃止と書面主義の見直しについて、確認させていただきます。

政府は10月7日、菅政権で初の規制改革推進会議を開き、その中で首相は、全ての行政手続について書面や押印を抜本的に見直すよう指示をし、また、「近日中に全省庁において全ての行政手続の見直し方針をまとめてほしい」と求め、さらに、「行政の縦割り、既得権益、あしき前例主義を打ち破って規制改革を進めるために各省庁が自ら規制改革を進めることが必要だ」と呼びかけました。

中央省庁の行政手続の押印廃止を強力に推進している河野太郎行革担当大臣も、10月16日の会見で、約1万5,000の行政手続のうち、99%の手続で押印を廃止できると明らかにしました。その約1万5,000の手続のうち、各省庁が「押印の存続の方向で検討したい」と回答したのは、僅か1%未満の111種類とのことです。

また、河野大臣は、存続する相当部分は印鑑登録されたものや銀行の届出印など、そういうものは今回は残ると説明し、デジタル庁が発足し、業務がデジタル化された際には電子認証などが導入されるであろうとの見通しを示しました。

さらに、政府・与党は、確定申告などの税務手続においても、押印の原則廃止を検討する方針も明確にしています。2021年度の税制改正で検討し、年末にまとめる与党税制改正大綱で反映させるとのことです。

このように、行政手続文書だけでなく、税に関わる他の書類でも、押印廃止の流れが加速化してきています。

そこでお伺いたします。

国において行革担当大臣が推し進めているこの押印廃止について、言われているとおり、約99%の中央省庁の行政手続文書の押印が実際に廃止された場合、本区の行政文書においても、何と何が連動して廃止できるのかなどの判断をし、今から廃止対象リストの洗い出しを積極的に行っていくべきと考えますが、見解をお聞かせください。もう既に国の動きに合わせて準備を進めている場合は、その具体的な取組状況もお聞かせください。

「具体的に」とは、例えば、国において急ピッチで洗い出しをしているように、我が区におい

ても、現状、押印を必要とする行政手続文書が幾つあって、そのうち国と連動せざるを得ない文書が幾つ、区単独で判断できるものが幾つくらいなどというように、早急にリスト化をすべきと考えます。その際に、もし数字を明示できるのであれば、行政手続文書の数と、そのうち押印を廃止できる文書の数も併せてお聞かせください。

内閣府規制改革推進室によると、国のこうした動きに合わせ、自治体対象の押印廃止に向けたマニュアルの策定にも着手するとのことですが、このマニュアルを待ってから着手するのではなく、押印廃止の見直しについては、国の動きを敏感に察知し、何よりも住民サービスの向上に向けて、早急な洗い出しと対応を行うべきと考えます。また、その際は計画案を作成し、周知していくことも重要と考えますが、見解を併せてお聞かせください。

次に、**住まいと暮らしの安心を確保する居住支援の強化について**、確認させていただきます。

住まいは生活の重要な基盤であり、全世代型社会保障の基盤です。しかしながら、空き家等が増える一方、高齢者、障がい者、低所得者、独り親家庭、外国人等住居確保要配慮者は増え、頻発する災害による被災者への対応も急務となっています。また、新型コロナウイルスの影響が長期化する中、家賃や住宅ローンの支払いに悩む人が急増しており、住まいと暮らしの安心を確保する居住支援の強化は、待ったなしの課題だと考えます。

そこで、本区における居住支援に関する取組について、質問させていただきます。

コロナ禍において全国的に生活困窮者自立支援制度における居住確保給付金の利用が爆発的に増えていますが、本区における申請件数並びに支給決定件数、また前年と比べてどの程度増えているのか、お聞かせください。

住宅確保給付金は最大9か月まで支給されます。つまり、コロナ禍で対象拡大がなされた4月以降支給開始した方々は、年末年始には支給期間が切れ、路頭に迷うことになってしまうのではないかと懸念されています。こうした事態とならないよう、我が党は支給期間の延長を政府に対し強く要請しておりますが、延長されたとしても、支給期間終了後に引き続き支援が必要な方は確実におられます。こうした方々が住まいを失わないようにするために、就労支援の強化等を通じた経済的自立の支援、家賃の安価な住宅への住み替えの推進、生活保護の受給など、本人や家族のニーズや状況等に応じたきめ細かな支援が必要と考えますが、見解をお聞かせください。

今申し上げましたとおり、支給期間終了後、公営住宅に移る、生活保護を受給するといった選択肢がありますが、公営住宅という選択肢は極めて限定的です。また、生活保護をどうしても受けたくないという方もおられます。こうした状況に対応するためには、第三の選択肢として、福祉部局と住宅部局が連携し、住宅セーフティネット制度の活用にも早急に取り組んでいただきたいと思っております。住宅セーフティネット制度においては、住宅確保が難しい方専用の住宅をセーフティネット住宅と登録し、家賃及び家賃債務保証料の低廉化にかかる費用に対して補助を行う制度があります。

国土交通省は令和3年の予算概算要求において、この家賃低廉化制度の補助限度額を拡充するとともに、地方公共団体が必要と認める場合、入居者の公募手続を除外するという制度改正を盛

り込んでおります。これが実現すれば、住宅確保給付金の支給を受けた低所得の方のお住まいの住宅をそのままセーフティネット住宅として登録でき、転居されることなく、家賃補助を受けながらそのまま住み続けることができるようになります。また、家賃補助は大家さんに直接納付されますので、大家さんも滞納の不安なく、安心して貸し続けることができます。コロナを機に、住宅セーフティネット制度の家賃低廉化制度による支援で、自立を促していくという仕組みに積極的に取り組むべきと考えますが、見解をお聞かせください。

このような取組を積極的に進め、生活にお困りの方について、今の住まいから転居することなく、継続して住んでいただけるようにするなど、適切な居住支援を進めていくためには、住宅部局と福祉部局の連携が何よりも重要です。愛知県名古屋市では、コロナ禍の前から専門部会をつくり、居住支援の情報の一元化を進めるなど、対応に当たってきました。本区でも、まずは、例えば住宅、生活困窮者支援、独り親支援、生活保護等の担当課から成るプロジェクトチームを設置し、公営住宅の空き情報など、住まいに関する情報の共有、低廉な価格で入居できる住まいの開拓や、入居に係るマッチングなどを進める居住支援法人の活動の状況の共有などを進めていくべきと考えますが、見解をお聞かせください。

来年度予算に関する厚生労働省の概算要求には、今年度補正予算で措置された「生活困窮者等への住まい確保・定着支援」が盛り込まれています。これは居住支援法人などが生活困窮者支援の窓口と連携しながら、入居に係るマッチングなど居住支援を進める自治体の取組を支援するための事業です。本区でも、プロジェクトチームなどでの議論を通じて、住宅部局と福祉部局の連携を進め、居住支援の強化の観点から、ぜひこの事業に取り組んでいただきたいと考えますが、見解をお聞かせください。

コロナ禍で家賃が払えないなど、住まいに不安を抱えておられる方は、住まいだけでなく、複雑な課題やリスクを抱えておられるケースが少なくありません。こうした方々を誰一人置き去りにすることなく支援していただくためには、包括的な支援体制が必要です。来年4月から、改正社会福祉法が施行となり、いわゆる断らない相談支援を具体化するための重層的支援体制整備事業が始まります。さきの定例会本会議でも述べさせていただき、前向きな答弁をいただきましたが、コロナ禍で大変な思いをされている方々を、誰一人取り残さないという決意で、本区においても、重層的支援体制整備事業を速やかに取り組んでいくべきと考えますが、見解をお聞かせください。

次に、**コロナ禍での成人のつどい**について、確認させていただきます。

千代田区の成人式は、千代田区にお住まいの新成人の方に、大人としての自覚を促すとともに、義務と権利を改めて認識してもらう機会として位置づけ、成人の新たな門出を皆で祝福し、将来の幸福を祈念する「つどい」として、毎年成人の日を実施しています。

本区の成人のつどいは、青少年委員の皆様と公募で選ばれた新成人を迎える代表の方が、企画運営委員として5月ぐらいから活動していただき、当日の企画、式典の司会・進行などを行っていただき、成人のつどいを思い出深いものにし、成功に導いていただいております。今回も、コロナ禍ではありますが、例年同様に青少年委員の皆様と5月から企画、準備していただいております。

感謝したいと思います。

令和3年の本区で二十歳を迎える方は、約500人となっており、「きらり」をテーマに、「周りに流されず、自我を持ち、自分の個性で世界に羽ばたいてほしい」という思いが込められ、開催されます。

そこで、何点か伺いたします。

例年の成人のつどいと違い、コロナ禍での開催です。区、ホテルでも万全の対策を行っていると思いますが、区としてどのような対策を施す予定でしょうか。

今回の成人のつどいの参加対象者は、平成12年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた方で、千代田区に住民登録のある方。千代田区以外でも、千代田区立小学校、中学校及び中等教育学校のいずれかを卒業した方が、事前にはがきでの参加申込みをし、参加が多い場合は抽せんとなることもあると伺っています。さらにコロナ禍での開催です。密を避けるために席の間隔を設けるなどの関係で、例年よりも制限があると思います。

そこで、伺いたします。

現在の申込み状況と参加希望をされた方は全員参加できそうでしょうか、お聞かせください。もし仮に、参加を希望しながら抽せんとなった場合は、どのように対応するかもお聞かせください。

参加者の多い他の自治体では、密を避けるために、午前、午後と分けての開催や、ご家族の事情で参加できない方のためにオンラインを活用する自治体もあると伺っております。成人のつどいの締切りはまだですが、参加希望者が多く抽せんの場合は、このようなことも検討してはいかがでしょうか。見解をお聞かせください。

先ほども述べましたが、今回の成人式はコロナ禍ということもあり、例年に比べ変更点が多くあります。例えば、成人のつどいでの楽しみの一つであるフリータイムでの会食や、閉会後の集合写真撮影です。このような状況ですので仕方がないと思いますが、参加される方や保護者の方から、寂しくなったなどの声を頂いております。また、このようなことの代わりに何かできることはないのかとの声も多く頂きました。例えば会場であるニューオータニの食事券や、区内で使える商品券などを記念品として配付していただきたいなどです。

そのようなことをすることで、コロナが収まる時期に改めてもう一度友人同士で集まることや、家族でお祝いすることができると考えます。

また、コロナ禍で、この1年、様々規制があったけど、いつも以上に、この年の成人のつどいが思い出深いものになると思いますが、見解をお聞かせください。

以上、行政手続における押印廃止と書面主義の見直し、住まいと暮らしの安心を確保する居住支援の強化について、コロナ禍での成人のつどいについて、質問させていただきました。区長、関係理事者の前向きな答弁を期待し、公明党議員団の代表質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

〔区長石川雅己君登壇〕

○区長（石川雅己君） 米田議員の居住支援の強化についてのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、安心して暮らし続けられる地域を実現するためには、ハードとしての住宅の確保とソフトとしての生活支援の両面から居住支援施策を展開することが重要だろうと思っております。

本区の第三次住宅基本計画で、この認識を示しております。また、居住の安定は、高齢者福祉、障害者福祉における地域包括ケアシステムの基盤でもあります。ご指摘のとおり、今般のコロナ禍は、多くの区民に経済的な影響を及ぼし、居住の安定が脅かされる事態が発生しております。居住支援に資する事業を、区としても、数多く展開をしておりますが、利用実績から、支援のニーズに本当にマッチしている可能性があるのか、再度点検をしなきゃいけないだろうと思います。

コロナ禍への対応を契機に、居住支援の在り方を見直すため、まずはニーズ調査等の実態の把握から始め、関係部門が居住支援を直接担う法人等の誘致・育成を検討する方向で進めてまいりたいと思っております。

なお、詳細及び他の事項については、関係理事者をもって答弁をいたさせます。

〔保健福祉部長歌川さとみ君登壇〕

○保健福祉部長（歌川さとみ君） 米田議員のご質問のうち、居住支援の強化について、区長答弁を補足してお答えいたします。

まず、居住確保給付金の今年度における申請件数です。10月末現在で87件、そのうち支給決定件数は79件となっております。昨年度1年間の支給決定件数は4件でしたので、既に昨年度に比べると約20倍の増となっており、新型コロナウイルス感染拡大が区民の安定居住を脅かしている状況にあると認識しております。

次に、住居確保給付金の支給が終了する方への支援についてです。

ご案内のとおり、住居確保給付金の支給期間は、申請から最大9か月間です。今般のコロナ禍が長期化により経済的困窮が継続し、給付終了後の居住が困難になるケースが懸念されております。そのため、区としては、相談員を増員するとともに、スキルアップを図るなど、生活困窮者支援をこれまで以上に強化するよう努めております。

具体的には、相談者の就労に向けてのプラン作成や、ハローワークへの同行などを行っているほか、家計改善の支援、他制度の案内などを通して、就職し生活が安定するように支援をしております。就職に至るまでの間、自立相談支援担当部門は、関係各課や社会福祉協議会など、区内のあらゆる関係団体との連携を図り、利用者が路頭に迷うことがないように、様々な支援を続けてまいります。

次に、「生活困窮者等への住まい確保・定着支援事業」についてです。

本区では、生活困窮者に提供できる安価な賃貸物件が極めて少なく、また、本区を拠点とする居住支援法人もない状況にあり、居住支援協議会での具体的な議論が進まない状況にあります。需要と供給の実態把握をし、既存の居住施策事業の見直しをするとともに、住宅部門と福祉部門の連携の在り方を抜本的に見直し、マッチングを担う居住支援法人の誘致・育成に取り組んでまいります。

最後に、重層的支援体制整備事業についてです。

この事業は、介護、障害、子ども、生活困窮の相談支援にかかる事業を一体的に実施し、相談者本人や、その世帯属性にかかわらず、家族の相談ニーズを受け止めることを起点に、区民の地域社会からの孤立防止、社会とのつながりを回復する支援への取組を市町村に促す事業と認識しております。

議員ご指摘のとおり、社会福祉法が改正され、来年4月から重層的支援体制整備事業が任意事業として実施されることになりました。重層的支援体制整備事業には、「包括的な相談支援」、就労支援を含む「参加支援」、世代や属性を超えて交流できる場や居場所の確保を中心とした「地域づくりに向けた支援」の3つの柱があります。

法改正を受けて、現在策定中の障害福祉プラン及び第8期介護保険事業計画において、重層的支援体制整備事業の検討を施策体系に位置づけたところです。

今後は、区の相談実績を分析した上で、千代田区の相談支援において複合的に寄せられる傾向にある相談ニーズを明確にするなど、現状分析を行いながら、区の地域特性に沿った体制づくりを進めてまいります。

〔文化スポーツ担当部長大矢栄一君登壇〕

○文化スポーツ担当部長（大矢栄一君） 米田議員の質問のうち、コロナ禍での成人式についてお答えいたします。

コロナ禍での成人式実施につきましては、各自治体はその対応に頭を悩ませていると仄聞しています。しかしながら、成人式は一生に一度の大切な節目の式典ですので、千代田区としましては、万全のコロナ対策を講じながら実施することといたしました。

その対策としましては、まず、開催時間を1時間程度短縮し、3密対策としまして、飲食を含むフリータイムをなくし、場内では8人～10人の対面式の丸テーブルから、1メートル間隔で一方向のスクール形式に配置します。受付対応は、対面受付から受付票の投函といたしました。また、全体写真を控えさせていただきます一方、参加形態として、対象の新成人の方々の事前申込み制を取る会場出席者のほか、オンラインでの視聴ができるよう検討しています。

現在の申込み状況ですが、コロナ対応の会場内の定数340名程度のところ、区内対象者が約120名、区外対象者が約90名となっております。今後の申込み状況にもよりますが、新成人の全対象者数、約500名であり、毎年参加率6割程度から、区内の方々は全員参加できる見込みですが、区外の方々及び従前呼びしていた来賓の方々には、参加いただけない場合があります。

次に、成人の日のつどいの運営につきましては、現在8名の新成人と区青少年委員で構成する企画運営委員会におきまして、当日のプログラム等を策定しているところです。また、会場となる区内のホテルにつきましては、当日のプログラム実施の支援や、コロナウイルス対策上の助言を頂いているところです。

議員ご提案の食事券等についてですが、既に5回開催の企画運営委員会の中で検討を重ねた結果、例年行っていました会食を行わない代わりに、軽食等の手土産を配付することとなりました。区としましては、若者たちが自ら企画し、話し合いで決めたことを、できるだけ後押ししていき

いと思っておりますので、ご理解のほど、よろしくお願ひしたいと思ひます。

〔環境まちづくり部長小川賢太郎君登壇〕

○環境まちづくり部長（小川賢太郎君） 米田議員の居住支援に関するご質問に、区長答弁を補足してお答えします。

本区では、独自に実施している居住安定支援家賃助成事業において、住居の確保が困難な高齢者や障害者、独り親家庭を対象に、世帯所得に応じて上限、月額ですが、5万円までを、5年間にわたり家賃補助しております。この制度では、家賃助成のほか、契約更新時の更新料や火災保険料、礼金、仲介手数料を補助する、きめ細やかな支援をしております。

ご質問の住宅セーフティネット制度の家賃低廉化補助については、原則10年以内、国の補助金が240万円を超えない場合は、最長20年間まで補助できるため、住居の長期にわたる居住継続を支援する、優れた制度であると考えております。

このため、同制度における国の基本方針等を踏まえた上で、他自治体の取組も参考にしながら、本区の制度導入について検討してまいります。

次に、居住支援に関する住宅部局と福祉部局の庁内連携についてですが、課題ごとに各所管で連携・対応しているところがございますが、居住支援の在り方を共通認識の下に見直していくため、両部の連携を抜本的に見直し、まずは実態把握に努め、ご指摘にある住まいに関する情報の共有や居住支援法人の誘致などの研究をさらに進めていく中で、共同して居住支援施策を検討してまいりたいと考えております。

〔政策経営部長細越正明君登壇〕

○政策経営部長（細越正明君） 米田議員の押印の廃止に関するご質問にお答えいたします。

判こや書面に依存した行政手続の見直しに向けて、その機運が広がりを見せており、国は、認め印によるものを全て廃止する方向で検討を進めています。このたびのコロナ禍は、こうした慣行を見直す契機となります。また、押印廃止の目的は、単に判こをなくすことではなく、これまでの業務を見直し、改善につなげることが肝要であります。

本区におきましても、区民等の申請手続の際の負担を軽減し、利便性の向上を図るとともに、今後、庁内で進めていく行政手続のオンライン化の環境整備を念頭に、押印見直しの調査に着手いたしました。

この調査では、まず、区が単独で見直しができる申請書等を対象とし、極力廃止していくことを基本に、対象となる申請者等をリスト化してまいります。また、調査の過程で、国や都から押印見直しに関する文書が発出された場合は、改めて検討を行い、その取扱いについて別途対応してまいります。

今後につきましては、調査の結果を踏まえ、新年度を目途に規則等の規定を整備するとともに、区民等への周知を徹底してまいります。

○議長（小林たかや議員） 以上で各会派の代表質問を終わります。

議事の都合により休憩します。

午後3時09分 休憩

午後3時19分 再開

○議長（小林たかや議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問に入ります。通告順に質問をお願いいたします。

初めに、15番永田壮一議員。

〔永田壮一議員登壇〕

○15番（永田壮一議員） 令和2年第4回定例会に当たり、自由民主党議員として一般質問をいたします。

情報セキュリティについて、AI技術と中国の脅威といった視点からお聞きいたします。

誰もが日常的に仮想空間で行っているメール、ネット検索、買物は、全て監視下に置かれていることをご存じでしょうか。個人情報というと氏名、年齢、住所、職業、年収、家族構成が思い浮かびますが、この程度の情報は、もはや大した価値はありません。

個人のネットでの検索内容や買物情報より導かれた広告が出てくることは分かっていますが、政治思想まで把握されている現実を知れば、ほとんどの方が不安や恐怖を感じるのではないのでしょうか。検索サイト、アプリ運営会社は、個人情報を集積したビッグデータを有料で国家や企業に提供することで莫大な利益を得て、特定の意図を持った情報操作に関与しています。

実際に、アメリカ大統領選挙では、以前から、共和党、民主党両陣営共に有利な情報を検索上位に上げたり、不利な情報を削除したり、フェイクニュースを流していることは有名な話です。このような情報操作が日常的に行われていれば、選挙結果への疑念が生まれ、混乱が起きても当然でしょう。

同様に、イギリスのEU離脱の国民投票時にも、ネットでの情報操作が行われていたことが明らかになっています。買物や投票行動、政治思想に至るまで、自ら判断したようでも、AIによって意図的に操作された情報を見ているだけで、無意識のうちに行動が変化してしまうといったことが、既に起きているのです。

さらに、詳細については、中国のスパイ活動によって技術を盗まれ、証人が殺害されるといった実体験を基に書かれた、「米中AI戦争の真実」という深田萌絵氏の著作を一部引用して説明していきます。

ビッグデータを活用できるようになったのは、人工知能（AI）の高度化によるもので、アメリカ・中国・ロシアが、AIを利用した戦争の自動化を目指した研究をしていることは、広く知られています。コンピュータ、通信技術は軍事技術と一体で、兵器の開発以上に重要で、軍事費の抑制にもなります。特に米中が繰り広げているAI戦争の実体は、「監視」と「言論統制」で世界中の人々の通信や家庭での会話を監視し、不穏分子をAIで予測して取り除き、言論・情報統制を行うことで行動をコントロールしようとする中国の意図と、それを阻止するアメリカとの技術競争です。中国共産党は、これまで外国の情報を遮断することに注視してきましたが、完全に遮断することは困難で、かえって不満分子を増やしていることから、世界の情報そのものを都合よくコントロールすることにシフトしています。こうした情報統制には高度な技術革新が不可欠で、アメリカが大きく牽引してきた分野でした。

そこで中国は、後れを挽回するために、技術者を引抜いたり、ハッキングやスパイ活動によって手っ取り早く半導体技術など最新技術を盗み、発展させることで、アメリカに肩を並べるまでになっています。既に中国資本による5G基地局や海中ケーブルが世界中に張り巡らされており、吸い上げられた情報が中国に集積しています。

また、中国の得意分野である監視カメラは、国内だけでも6億台設置されていて、人民の監視に使われているだけでなく、同様の監視カメラを世界中に安価で販売することで、世界監視システムを構築しようとしているのです。

だからこそアメリカは、その中心的役割を担っているファーウェイはじめ中国企業の通信デバイスの政府調達禁止を実行し、高性能半導体の供給停止を進めていて、日本も追従しています。あまり報道されていませんが、我が国では、日本企業による中国の生産拠点の国内回帰を支援するサプライチェーン改革を実施していて、2,500億円を予算計上しています。

日本は、経済的に、米中だけでなくインドにまで追い越されそうな状況ですが、人工知能開発においてトップクラスの技術力を持つ分野もあります。今後、世界で生き残っていくためには、次のトレンドをリードすることが、経済だけでなく、国防の視点からも重要です。5G技術が実用化されたばかりの状況ですが、既に6G技術での日米が連携した開発が始まっていることに期待を持たずにはいられません。我が国が中国から企業、国民の利益、情報漏えいから守るために必要なことは、①中国に半導体技術を渡さない、②中国製ネットワーク機器を使わない、③中国にデータを渡さないことを徹底して、データは常に盗まれ、盗聴されているという認識を持ち、検閲されるキーワードを避けるといったことを徹底するべきだと指摘されています。

試しに、中国が警戒しているキーワード、習近平・天安門事件・香港国家安全維持法を毎日検索して、フェイスブック、ツイッターに批判的な情報をアップすれば、間違いなく監視対象となり、間もなくアカウント停止になることでしょう。

著者の深田氏の会社では、電話は日本語、英語、中国語をランダムに交ぜて会話して、盗聴からの情報漏えいを防いでいるとのこと。そこまで我々にはできませんが、AIは文脈からの予測ができず、うそを見抜けないので、反対の言葉を使ってみたり、合い言葉、方言を使用することでも十分に効果はあるようです。

結局、AIはどんなに進化しても自発的な学習はできず、統計、情報入力があれば機能しません。また、想像力、常識、情熱といった感情、仮説を立ててデータを解析する能力はありません。情報を処理することはできても、理解したわけではないので、人間と同等にはなり得ません。AIは人間の代わりに働くという当初の理想に向かっているのではなく、人間を監視するツールと化しているのです。

人間も、テレビやネット上の断片的な情報ばかりに頼っていると、言語能力、論理的思考が劣化してきます。知的要求をネット検索で簡単に解決するより、会話や読書によって知識を増やすことが、AIに支配されない能力を身につけることになります。どれほど技術が進んでも、国や地域特有の言語、習慣は身を守り、その違いによって、ほかからの侵入者の発見に最も役立つことから、人間本来持つ能力こそ一番大切なのです。

AI技術と中国の脅威については注意喚起をする程度で、我々の手に負える領域を超えているので、この程度にしておきますが、利便性と引換えに個人情報を提供し、監視されているという認識は常に持つ必要があります。

また、コミュニケーションアプリとして最も普及しているLINEについては、韓国の国家情報院が、無料通話、メールを傍受し、集積したデータを保管、分析していることを認めています。中国資本のTikTokも危険だとされていますが、サービス改善のため情報を取得することがデフォルトになっていることから、利用には注意が必要です。

「米中AI戦争」の著者深田氏は、最後にこのように述べています。「八百万の神々は一神教のように中央集権的ではなく分散的だ。一神教のように攻撃対象となる単一障害点が存在しない。破壊の対象となる偶像もなく、否定しようにも教祖も教典も存在しない。天のために善を尽くしても見返りはなく、ただ、道から外れれば天罰が下る。私たちは何千年も続いたシステムで守られている」、すなわち高度化された情報社会を乗り切るには、古来より日本人が培ってきた価値観こそが大切だと締めくくっています。ITビジネスの最先端を行く深田氏がこのような結論に至っていることは、大変興味深いことです。

以上を踏まえ、本区における情報セキュリティについて、5点お聞きします。

①本区での個人情報や機密情報の漏えい対策、パスワード管理は、どのようなことを行っているのでしょうか。また、指定管理者の情報管理も、庁内と同様なレベルで実施する必要があると考えますが、どうでしょうか。

②パソコン、通信機器関連の導入にはコスト意識も大切ですが、日本製を使用することが、国内産業を支援するばかりでなく、情報セキュリティにもつながると考えますが、区の方針について説明してください。

③コミュニケーションアプリの危険性が指摘されていますが、個人での利用制限は難しいとしても、庁内での情報交換や情報発信ツールとしての使用は避けるべきだと考えますが、どのような状況でしょうか。

④管理職による職員の勤務状態の把握は、人為的なミスによる情報漏えいや契約事故を防ぐ重要課題だと考えますが、全庁的な取決めはあるのでしょうか。

⑤契約事故の発生を受けて、庁内での公印の取扱いに今後変化はあるのでしょうか。

以上、関係理事者の答弁を求め、私の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

〔政策経営部長細越正明君登壇〕

○政策経営部長（細越正明君） 永田議員の情報セキュリティに関するご質問にお答えいたします。

初めに、個人情報や機密情報の漏えい対策と指定管理者の情報管理についてですが、本区では、情報セキュリティ対策を推進するために、区独自の情報セキュリティポリシーを制定し、状況の変化を踏まえて適宜改定しています。区は、業務遂行に当たり、基本方針並びに情報セキュリティポリシー対策基準を遵守する義務を迫うものとし、区が管理する情報資産を様々な脅威から保護するため、物理的、人的、技術的セキュリティ対策それぞれに講ずるべき内容を明記していま

す。

また、遵守状況の把握と事故の未然防止を目的に、情報セキュリティ内部監査や特定個人情報に係る外部監査を毎年実施し、リスクや、その改善項目について、当該所管課が対応策を講ずるとともに、その傾向を取りまとめ、職員が日々の業務に生かせるようにハンドブックを策定し、配付しています。

指定管理者の情報管理については、個人情報保護条例の規定により、原則として区と同等の措置を取るよう定めています。さらに、指定管理者等が運営する対外的な情報発信や情報共有システムについても、毎年ウェブサイトセキュリティ等診断を実施し、脆弱性の評価とともに、各ウェブサイト委託事業者及び運営者への報告と対策の確認を実施いたします。

次に、パソコン・通信機器関連の導入についてですが、本区では、情報化機器導入に当たり、情報化推進委員会において、区民サービスや業務改善に寄与するかなど費用対効果の検証とともに、セキュリティ査定を実施しています。ここでは、情報漏えいや脅威への対応だけでなく、機器そのものについても、その由来や利用環境について検証しています。

次に、コミュニケーションアプリについてですが、現在、本区では、区民への情報発信ツールとして、ツイッターやフェイスブック、LINEのSNSを活用しています。これらについては、ソーシャルメディア活用ガイドラインを策定し、区民に公開しています。このガイドラインでは、区業務としての目的、運用上の留意点、情報発信の留意点を明記し、情報発信に当たってのガバナンスを維持・強化しています。

なお、双方向の情報交換ツールとしてのコミュニケーションアプリは、現在使用しておりません。しかしながら、事務改善や効率性の観点から、第三者の情報取得による再利用等のリスクを回避することができるL G W A N接続系アプリの導入については検討をしているところでございます。

最後に、今後の公印の取扱いについてですが、公印は、公務上作成された文書についての真実性を公証し、区または区の機関が作成した公文書であることを認証する重要な役目を果たしています。公印の取扱いに関しては、先般、定期監査でご指摘いただいた点を踏まえ、急ぎ庁内における公印の使用状況等に関する調査及び実地確認を行いました。この中で公印に関する業務は概ね適正に管理・執行していることを確認しましたが、一部において実務面で整理すべき課題が明らかとなり、直ちに対応策を講じているところでございます。

今後も引き続き、公印の果たす役割の重要性を認識した上で、公印規則等に定めるところにより公印を管理し、適正な事務執行を図るように、全庁を挙げて取り組んでまいります。

〔行政管理担当部長古田 毅君登壇〕

○行政管理担当部長（古田 毅君） 永田議員の情報セキュリティのご質問のうち、管理職の役割についてお答えいたします。

本区において職員が遵守すべき事項につきましては、「情報セキュリティハンドブック」や「個人情報保護ハンドブック」を作成し、全職員に配付しているほか、毎年の研修や事務執行説明の場を用いて、職員の意識醸成に取り組んでいるところでございます。

また、個々の職員は、事務事業の遂行に当たり、各分野における様々な法令や区の行政計画に精通するとともに、文書、会計、契約、情報セキュリティに関する知識を研修やOJTによって身につけ、活用することが求められております。

一方で、職員の業務上における人為的なミスにつきましては、組織的なチェック体制によって回避する必要があると考えますが、議員ご指摘のとおり、管理職はその要として重要な役割を果たす必要がございます。全庁的な取決めはございませんが、管理職が職員との日常的なコミュニケーションを図りながら、業務の状況を把握し、僅かな変化を見逃すことがないよう、意識啓発に努めているところでございます。

今後、テレワークの導入等によって職員の働き方も変化していくことが想定されます。これらの働き方に関する制度の検討に併せ、情報セキュリティや業務上の事故防止の観点で、管理職の役割につきましても、見直しと再構築に取り組んでまいります。

○議長（小林たかや議員） 次に、20番大串ひろやす議員。

〔大串ひろやす議員登壇〕

○20番（大串ひろやす議員） 令和2年第4回定例会に当たり、公明党議員団の一員として一般質問を行います。

質問の趣旨は、ケアラーと言われる家族などの介護を無償で行っている人たちへの支援はいかにあるべきかを問い、リスクの高いケアラーを早期に発見し、適切な支援につなげていくことにあります。

さて、昨年10月、22歳の孫である女性が同居していた祖母を殺害するという痛ましい事件があり、その判決が先日ありました。報道によれば、祖母はアルツハイマー型の認知症を患っており、排せつなどの身の回りのことが独りでできない要介護4でした。介護は孫の女性が独りで行うこととなり、幼稚園教師として勤め始めて1か月後でしたが、祖母との同居が始まりました。同居して2週間で、「介護は無理かもしれない」と親族に伝えます。しかし、変わりませんでした。事件が起きたのは、そんな生活が5か月続いたときのことでした。

裁判では、女性が祖母の介護を始めて3か月目には、疲労や重度のストレスから腎臓が悪化し、重度の貧血になったことや、軽い鬱病と診断を受けたことも明らかとなりました。判決は懲役3年、執行猶予5年でした。裁判長からは、「介護による睡眠不足や仕事のストレスで心身ともに疲弊し、強く非難できない」との結論づけがありました。

介護に詳しい淑徳大学・結城泰博教授は、「周囲が女性を追い込んでいる。ケアマネジャーはあくまで「祖母の介護をどうするか」の視点で考えるので、女性のことを考える人は誰もいなかったらう」と述べています。

同じような事件が、今年も5月5日、埼玉県で、26歳の娘が60歳の母を殺害するということが起きています。「母の介護に疲れた」と。

このような事件が毎年20件から30件起きています。ケアラーの実態はどうなっているのか、公的な調査はありませんが、日本ケアラー連盟とNPO法人介護者サポートネットワークセンター・アラジンが平成22年に行った実態調査があります。全国の2万1,640世帯へアンケート

を行ったもので、回答は1万663世帯からありました。そのうち、家族や身の回りの人の「介護」、「看病」、「療育」、「世話」などを行ってるケアラーは2,075人であり、率でいうと19.5%となります。その2,075人を対象とした調査結果からです。（スクリーンを資料画面に切り替え）

身体の不調を感じている人は2人に1人、そのうち20人に1人は受診したくてもできない状況にあります。左の円グラフです。

心の不調を感じている人も4人に1人以上います。こちらも、20人に1人は、受診したくてもできていません。真ん中のグラフであります。

また、5人に1人は孤独感を感じています。右のグラフになります。（スクリーン表示を元に戻す）

これが、インターネットで公開されていて、プリントアウトができるんですけども、注目すべきは、現在介護をしていない方、6,269人の方に聞いているんですけども、将来ケア・介護することに不安を感じている方の割合が、何と84.5%いるということでした。

二度と介護を理由とする痛ましい事件を起こさせないためにも、介護するケアラーへの支援が必要であり、特に鬱など心が不調であるケアラーを早期に発見し、必要な支援につなげること、また、社会から孤立することなく、本人が尊厳を保ちながら、無理なく介護を行うことができるようにすべきであります。

そのためには、ケアラー支援の制度・仕組みの構築、そして法的基盤の整備が喫緊の課題であります。

そこで、改めて、ケアラーに対する支援についての基本的な考え方をお伺いいたします。

次に、今、策定中の第8期介護保険事業計画についてであります。

ケアラー支援ということでは、そもそも2000年に発足した介護保険制度の1つの目的もそこにあったものと思います。それまでの日本の福祉は、家族による支えを柱とする「日本型福祉社会論」という考え方が主流でした。1978年版の厚生白書には、同居家族を「福祉の含み資産」として表現したことは、その象徴であります。そのような中において、介護保険制度は「家族介護」から「介護の社会化」へと、まさに価値観の転換を目指してつくられたわけですが、つくる当初、2つの大きな柱がありました。

1つは、介護を必要とする高齢者のための制度であり、制度全体を貫く理念としての「高齢者の自立支援」であります。もう1つが、同居する家族の介護負担を少なくすること。つまり、理念を支える「在宅ケアの推進」であります。1994年の「高齢者介護・自立支援研究会報告書」に書かれています。「高齢者の自立支援」については省きます。もう1つ、「在宅ケアの推進」にはこう書かれました。「家族による介護に過度に依存し、家族が過重な負担を負うようなことがあってはならない。在宅ケアにおける家族の最大の役割は、高齢者を精神的に支えることであり、家族が心身ともに疲れ果て、高齢者にとって、それが精神的な負担となるような状況では、在宅ケアを成り立たせることは困難である」と。必要なことが書かれました。

しかし、どういうわけか、こちらのほうは介護保険法の総則に書かれることはありませんでし

た。

ここに来て、ようやく国はケアラー支援についても明記されるようになりました。例えば、平成29年の第7期保険事業計画策定のための基本指針には、「介護に取り組む家族等への支援の充実」と書かれたことです。

区の介護保険事業計画におけるケアラー支援についてですが、「家族介護者支援事業」と「介護カウンセリング事業」があります。家族介護者支援は、孤立を防ぐため介護者同士の交流を図るための家族会の開催や、また、介護に関する講習会などあんしんセンターが行ってくれています。カウンセリングは、介護者のストレスや鬱など精神的な不調に対応するもので、区が行っています。さらに、社協やボランティアの方々による家族のためのサロンが開かれています。コロナ禍においても、このような活動をされているあんしんセンターや区の職員、また社協やボランティアの皆様に感謝しております。

これらを評価した上で、ケアラー支援の新たな事業の創設や拡充が必要と考えます。それは、自ら手を挙げてカウンセリングや家族会などに参加できる人はいいいのですが、問題は、独りで悩み、我慢しているケアラーです。特に精神的に鬱にあるようなリスクの高いケアラーをどう探し出し、必要な支援につなげていくかであります。

まずはケアラーの実態を把握するための調査が必要です。また、介護しているケアラーも「大切な一人である」と、多くの人に理解してもらうための周知と啓発も必要となります。ケアラー本人にも、「あなたも大切な一人である」ことを知ってもらうこと。また、地域の方に理解してもらうことは、地域でケアラーを支えることにつながります。そして、事業者の方に理解してもらうことは、介護離職をなくすことにもつながるでしょう。さらに、人材育成や日常のつながりであります。ケアラーと担当者が日常からつながっていることは何よりも大切ですが、アウトリーチによるつながりをつくるため、次に述べますが、アセスメントシートやケアラー手帳を持参し、一緒に記入するなどしてはどうでしょうか。

そこで、現在、第8期の介護保険事業計画を策定中ではありますが、ケアラー支援を大きな柱の1つとして掲げ、目指すべき方向性を示した上で、今申し上げましたような各事業を設けてはどうでしょうか。ご所見をお伺いいたします。

次に、今後の具体策についてであります。

今年3月ですが、埼玉県では、全国初となる「ケアラー支援条例」を制定しました。条例は、ケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができる社会の実現を目的としています。ケアラーの権利をうたい、その権利擁護を定めたものであります。

介護保険法ではうたい切れなかった家族による過度な介護負担の軽減、つまりケアラー支援を条例で担保したことになります。20年前に比べ、今は老老介護問題、8050問題、ダブルケア問題、ヤングケアラー問題、介護離職の問題など、ケアに関する複雑な問題が一層表面化しています。このようなときに、ケアラー支援条例を制定したことは誠に意義があり、すばらしいことだと思います。今後、全国の自治体でケアラー支援条例が制定されることを望むものです。

そこで、ケアラーの権利をうたい、その権利擁護を定める（仮称）千代田区ケアラー支援条例

の制定を提案いたします。ご所見をお伺いいたします。

次に、家族介護者支援マニュアルとケアラー手帳についてであります。（スクリーンを資料画面に切り替え）

家族介護者支援マニュアルは、厚労省が平成30年に作成し、公表したものです。サブタイトルは「介護者本人の人生の支援」となっています。「これからの家族介護支援施策の目指すべき方向性」にはこう書かれています。（スクリーンの資料画面を切り替え）

「家族介護者を「要介護者の家族介護力」として支援するだけでなく「家族介護者の生活・人生」の向上に対しても支援する視点を持ち、要介護者とともに家族介護者にも同等に相談支援の対象として関わり、共に自分らしい人生や安心した生活を送れるよう、家族介護者にまで視野を広げ、相談支援活動に取り組むことです」と。そのとおりであります。（スクリーン表示を元に戻す）

そして、マニュアルには、介護者のアセスメントシートもつけていております。（スクリーンを資料画面に切り替え）

こちらは、日本ケアラー連盟のホームページにある「ケアラー手帳」の紹介です。ケアラー連盟の牧野史子代表理事にお会いしてお話を聞くことができました。「介護している人はストレスや病気に薄々気がついていても、自分のことは後回しにすることが多い。そこで、こうしたケアラーに自分の心や体の健康に向き合うきっかけにしてもらおうと手帳を作りました」と。表紙には、「大切な人を介護しているあなたも大切な一人です」と書かれています。（スクリーン表示を元に戻す）

健康状態やストレスをチェックするリストもついています。牧野氏は、「この手帳が介護者と支援する人がつながる仕組みをつくる上での一つのツールです。だから、全ての自治体に導入してもらい、手帳をきっかけに、介護者を定期的に訪問したり見守ったりしてほしいです」と。また、「手帳は、特に認知症の方を在宅で介護している家族の方に役立つものです。認知症を診断する専門病院などでの診断後に介護者に渡し、地元の支援者とつなげるようにすれば孤立しないで済みます」と述べていました。とてもすばらしい手帳であります。文京区では、認知症の人の介護をしている方向けの手帳として作成し、配付しております。

「家族介護者支援マニュアル」と「ケアラー手帳」について、その特徴と有効性についてご紹介させていただきました。活用の方法については、さきに述べたとおりであります。

そこで、「家族介護者支援マニュアル」を冊子としてあんしんセンターや関係する部や課の職員に配付すること、また、ケアラー手帳については、千代田区版を作成し、ケアラーの方へ訪問しながら配付してはどうでしょうか。ご所見をお伺いいたします。

質問は以上であります。区長、関係理事者の前向きな答弁を期待し、一般質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

〔保健福祉部長歌川さとみ君登壇〕

○保健福祉部長（歌川さとみ君） 大串議員のケアラー支援についてのご質問にお答えをいたします。

介護保険制度は、「介護の社会化」を掲げて2000年にスタートいたしました。本区において、「地域包括ケアシステムの深化・推進」を目指し、家族を取り巻く地域の様々な主体が連携し、在宅での高齢者の生活を地域で支える仕組みを充実させてまいりました。議員ご指摘のとおり、介護制度を考える上で、先の見えない介護への不安や疲労を抱える介護者への支援は、欠くことのできない重要な課題です。

ケアラーの定義は、日本ケアラー協会の定義によれば、「こころとからだに不調のある人の「介護」「看病」「療育」「世話」「気遣い」など、ケアに必要な家族や近親者、友人、知人などを無償でケアする人」とされ、「要介護高齢者の介護者」よりも幅が広いものとなっています。

本区では、これまで「レスパイト事業」として介護者への支援を進めてまいりました。例えば、介護を担う家族が休養したいときや所用で外出したいときに利用できるショートステイの増床をするほか、医療措置が必要な高齢者を一時的に病院で受け入れる医療ステイ、認知症高齢者在宅支援ショートステイを充実させてまいりました。

また、24時間365日の相談体制を取るかがやきプラザ相談センターの設置、麴町、神田の両あんしんセンターの職員を手厚く配置することによって、どのような相談も受け止め、対応する「よろず総合相談」の充実をし、一昨年度から神田地区ではアウトリーチ型の「見守り相談窓口事業」として自ら声を上げない地域の高齢者や、その家族の状況把握と支援に取り組んでおります。

さらに、特に介護者の不安が大きい認知症については、家族支援が重要との認識の下、家族会や認知症の当事者とその家族が交流する機会として、本人ミーティングの開催を積極的に支援しております。

第8期介護保険事業計画の策定に当たって、令和2年3月に実施した「在宅介護実態調査」からは、主な介護者は「子」「配偶者」が約76%を占め、介護者が不安に感じている介護は、「認知症状への対応」が最も多いことが明らかになりました。

これらを受け、本区では、国が示す「地域共生社会の実現」を踏まえ、「支え合える地域づくり」を重点事項の一つに掲げ、相談体制の充実、つながりある地域づくり、認知症予防・ケアの充実、高齢者の権利擁護の推進といった施策を通して、地域社会全体で高齢者の介護を支える体制構築を推進すべく、検討を進めており、12月にパブリックコメントを実施する予定です。

計画内に「ケアラー支援」という言葉を明確に表記してはおりませんが、議員ご指摘の趣旨は反映されたものとなっており、今後も引き続き家族介護の負担感の軽減に努めてまいります。

次に、ご提案のケアラー支援条例の制定についてです。

条例や計画の策定は、地域のニーズや資源、課題の分析を踏まえることはもとより、既存の条例等との整合性や区全体の条例体系とのバランスを交流する必要があります。現在、令和元年に発表された「認知症施策推進大綱」で、市町村に対して「認知症施策推進計画」策定が努力義務とされた、このことを受け、認知症施策推進条例が検討の俎上にあります。ご提案の介護者支援の条例についても、行政、区民、事業者、地域、関係機関等が一体となって高齢者の生活を支える地域共生社会の実現に向けた取組へと転換していくため、今後検討してまいります。

次に、「家族介護者支援マニュアル」及び「千代田区版ケアラー手帳」の配付についてです。

区では、在宅療養の高齢者を、関係多職種で支援する情報共有のツールとして「チームケアファイル」という加除式のファイルを配付しています。このファイルに挟み込まれているシートの構成は、現状、要介護者ご本人に関する情報の記録及び共有を念頭にしたものとなっております。今後、議員ご提案のケアラー支援に資する情報の充実を図ってまいります。

今後も、区の充実した相談体制を生かし、関係他機関との連携を図りながら、既存の事業を効果的に調整しながら、ケアラーを支援してまいります。

○議長（小林たかや議員） 次に、23番河合良郎議員。

〔河合良郎議員登壇〕

○23番（河合良郎議員） 令和2年度第4回定例会に当たり、自由民主党の一員として一般質問をいたします。

コロナ禍での区民税や公課の滞納整理についての現状と課題、年末特別資金等の融資について、お尋ねをいたします。

誤解のないように、この質問の趣旨を最初に申し上げますが、あくまで納税の公平性確保の観点から質問をするもので、生活困窮者への包括的支援を阻害するものではありません。

区民税は、千代田区が行政サービスを維持するために、必要な経費を区民が分担して支払う税金です。千代田区税としての普通税は、特別区民税、軽自動車税、特別区たばこ税、目的税は入湯税、その他、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料などの公課があります。令和2年度の全会計合計予算規模は約765億円の規模となります。

令和元年度の特別徴収、給料や公的年金などからの天引き徴収収入は、収納率99.8%、普通徴収、納税通知書により本人が金融機関等で納付の収納率は98.5%となっています。歳入の詳細を税務課、保険年金課、高齢介護課の順に見てみますと、特別区税の不納欠損額、滞納分が徴収できなくなったとし消滅させる金額は1,806万49円、収入未済額、出納整理期間までに納入できなかった金額、不納欠損額予備軍の額が3億4,099万1,548円です。不納欠損の内訳は、件数で679件で、執行停止によるものが212件、時効によるものが467件となっています。国民健康保険料の不納欠損額は7,386万7,335円、収入未済額が3億1,080万8,803円、介護保険料の不納欠損額は1,042万7,250円、収入未済額が2,761万円などがあります。

各担当課では、住民との距離が近いため、なかなか強制処分には踏み切れない傾向があると思います。本区の場合、予算額からすれば滞納額は少ない金額ですが、ちりも積もれば山となります。納税を確実にやっている区民に対して、不公平感を持たれないように計画的な徴収を望むものです。

ここでお尋ねいたします。

本区の債権管理・滞納整理の実態をお答えください。また、7月から毎月1回再開されている弁護士による多重債務相談、コンビニエンスストアや携帯電話で納付するモバイルバンキングの利用状況も併せてお答えください。

次に、特別区民税の滞納者は、国民健康保険料や介護保険料なども併せて滞納している可能性が高いと思います。各担当課が別々に徴収するよりも、まとめて一括徴収したほうが効率的ではないでしょうか。滞納者の状況が把握しやすくなり、特別区民税だけでなく、他の債権の滞納状況を見ることで生活状況を把握でき、多角的な分析を行うことができます。情報によって事前準備が可能となり、分業によって業務ストレスも軽減できるのではないのでしょうか。また、組織ができれば、回収専門組織の肩書は、滞納者に対し寄り添った環境をつくることができ、納税意識の向上にもつながります。多重債務者の場合、支払いやすい状況をつくってあげることが大切だと思います。

一括徴収を実現するには、事前調査を行うプロジェクトチームをつくる必要があります。その中で、どの債権が対象となるか、人単位と世帯単位で滞納債権をくくる名寄せ作業をすることが重要です。名寄せをすることで多重滞納の組合せ分かり、また、地域別、職業別、性別、年収別、世帯別などの項目を加えれば、徴収方法を定める材料にもなります。

次は組織です。人材の確保から業務フロー作成まで、作業を流れるように構築をしなければなりません。要は債権回収というものに特化して、そのノウハウなどを集中、蓄積、共有することを1つの目的としてつくられた仕組みにしなければなりません。また、納税意識を高めるためのマニュアルの作成を行い、職員と滞納者が知識を共有する必要もあります。そして、人手やノウハウが足りなければ、アウトソーシングという考え方もあります。本区の場合、直ちに一括徴収をする必要性はないと思いますが、来年度以降、税収がコロナ禍で減少すると予測される現状を踏まえて、対策を考える必要があるのではないのでしょうか。

そこでお尋ねいたします。

本区の滞納整理、一括徴収の見解をお答えください。

次に、滞納整理に関わる職員は、徴収業務で通用するため、地方税法や国税徴収法など、相当勉強をしなければなりません。その要求される勉強の度合いは、他部門より、量的にも質的にもはるかに大変だと思います。茨城県租税債権管理機構では、どの担当者が対応しても同じ対応ができるように「徴収事務マニュアル」を作成しています。このマニュアルは知識ゼロ、経験ゼロの初任者を意識してつくられています。「徴収事務マニュアル」はV o 1. I、II、III、IVとあります。V o 1. Iは心構えの内容で、基礎の部分です。V o 1. II、III、IVが徴収に関する法令、徴収技術に関する内容になっています。

このマニュアルは3つのコンセプトから構成をされています。1つ目は、「身近に頼れる先輩のようなマニュアル」ということです。新規採用職員にも「このマニュアルのIとIIを読んでおいて」という使い方ができます。2つ目は、「国民健康保険料や介護保険料、保育料などの徴収担当者も参考になるマニュアル」ということです。公課の徴収担当者に読んでもらえるように工夫されています。そして、V o 1. IVでは、公課の課題という、公課に特化したマニュアルになっています。3つ目は、「研修でも使用できるマニュアル」ということです。OJT、実務を通じて業務を教える方法、教育方法の1つの研修材料として使用できます。「徴収事務マニュアル」の作成は必須ではないのでしょうか。

そこでお尋ねいたします。

本区職員の滞納整理における知識の向上を踏まえた研修状況の実態や「徴収事務マニュアル」作成の必要性など、本区の見解をお答えください。

次に、スマート自治体に向けて「e-千代田」、千代田区情報化指針の中で行政内部の情報化推進の項目があります。その③基幹システム等の再構築では、住民情報システムの再構築、既存個別システムの見直しの項目があります。また、今後の方向性として、住民情報の一元管理、電子行政サービスに対応できるシステムの採用、民間施設の活用、各個別システム間のインターフェースの標準化などが明記されています。滞納整理を標準化するには、個人別、世帯別に名寄せできるシステムを構築し、滞納者のプロファイリングを作成しなければなりません。AI・RPA等のICTの活用が不可欠と思います。

そこでお尋ねいたします。

「e-千代田」の中で滞納整理の標準化をどのように進めていくのか、本区の見解をお答えください。

次に、隣接する自治体や東京都との連携の必要性についてお尋ねします。

滞納情報の共有や自治体で異動があったときに、もう片方の自治体職員が補完するなど、将来的には「税務の共有化」が必要になるかもしれません。国税局は、職員を、住んでいる地域に絶対配置しません。必ず何年かに1回転勤します。地方税も同じようにしなければ、適正かつ公平に徴収できなくなるおそれがあります。

そこでお尋ねいたします。

情報の安全性が確保された、アウトソーシングも踏まえた「税務の共同化」について、本区の見解をお答えください。

最後に、あっせん制度についてお尋ねします。

本区では、地域振興部の商工融資あっせん制度や保健福祉部の応急資金貸付、受験生チャレンジ支援貸付事業等、また、社会福祉協議会による生活福祉資金など、様々な貸付制度を実施しています。しかし、このコロナ禍で地域経済を支えている区内中小企業の状況は、大変厳しいものがあります。新型コロナウイルス感染症対応として、新たに、小規模企業支援特別資金、緊急経営支援特別資金が制度化されました。零細中小企業経営者にとって大変心強い資金だと感じています。

しかし、新型コロナウイルス感染症がいまだに収束をしていない現状を考えると、地域経済の復活は先が見えない状況です。

そこでお尋ねします。

現在、申込みを受け付けている年末特別資金、年末決済に必要な最後のとりでとして、利用条件の緩和が時限的に必要ではないでしょうか。本区の見解をお答えください。

明快な答弁を求め、質問を終了いたします。ありがとうございました。（拍手）

〔地域振興部長村木久人君登壇〕

○地域振興部長（村木久人君） 河合議員のご質問にお答えいたします。

初めに、滞納整理に関するご質問についてです。

区では、平成25年に設置した「納税案内センター」により、区民税の滞納者に対する早い段階での積極的な電話催告を行い、年度内収納の促進を図り、滞納繰越とならないよう努めております。また、平成22年度に導入した滞納整理支援システムと、豊富な滞納整理のノウハウを持つ区税調査員の活用により、効率的な滞納整理を進め、滞納の解消を図っています。

消費生活センターにおいて実施している弁護士による多重債務相談につきましては、本年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により4月から6月まで中止させていただき、7月から再開いたしました。10月までに相談を受けた方はいらっしゃいませんでした。

コンビニエンスストアや携帯電話による納付の実績につきましては、令和元年度実績で、区民税のコンビニエンスストアでの納付が2万4,412件、携帯電話を利用したモバイルレジサービスによる納付が727件となっています。今後も、納税者の利便性と納付方法の多様化による収納率の向上を図るため、キャッシュレス納付のさらなる推進を図ってまいります。

本区の滞納整理、一括徴収についてですが、区が保有する債権には様々なものがあり、根拠法も徴収手続も様々です。さらに、それぞれの滞納者が抱えている事情も一様ではありません。一括徴収を効率的な債権回収につなげていく仕組みづくりには多くの課題があります。また、個人情報保護の問題もあります。滞納整理の問題にとどまらない広い視点からの検討が必要ですので、全庁的に債権管理の在り方を検討していく中での1つの課題とさせていただきたいと考えております。

滞納整理における研修状況の実態や徴収事務マニュアルについてですが、区民税の滞納整理における知識の向上を踏まえた研修は、東京都主税局、東京税務協会、特別区研修所などが実施する研修があり、職員のキャリアなどに応じて参加しております。また、これらの研修テキストのほかに、徴収事務マニュアルとして、東京都主税局が監修した「滞納整理事務の手引き」があり、いずれも徴収事務において活用しているところです。

情報システムにおける滞納整理の標準化につきましては、現在、国において、地方公共団体の情報システムの標準化が検討されているところです。これに伴い、今後計画されている本区の総合住民サービスシステムのリプレースに当たっても、こうした標準化の動きを見据えながら、現行業務の分析を行っていくこととなりますので、滞納整理業務についても、そうした過程の中で整理していくこととなると考えています。

税務の共同化ですが、区では、地方税法の規定に基づき、個人住民税滞納者のうち困難案件について、東京都に徴収権を引き継ぎ、事案完結まで東京都にて滞納整理を行うようにするとともに、事案を通して、滞納整理の指導・アドバイスを受けることで、併せて区の滞納整理、徴収能力の向上を図るなどの連携を行っています。

したがって、現状において、他区との共同徴収などは考えておりませんが、今後も東京都と連携しながら適切な徴収に努めてまいります。

次に、年末特別資金に関するご質問についてです。

区の商工融資制度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上げが低迷す

る中小企業を対象に、3月に新たな制度融資として、500万円を限度額とする「緊急経営支援特別資金」を創設し、4月には、同制度の限度額を1,000万円に拡大しました。また、10月には、特に財務基盤が脆弱な小規模企業を対象にした「小規模企業支援特別資金」を創設しました。内容は、限度額1,000万円、借入期間が最大7年、据置期間が最大24か月であることに加え、代表者が区民の場合には、実質無利息・無保証料で、特別に有利な条件となっております。

これらの融資制度は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている多くの区内中小企業にとっては、年末特別資金よりも有利な条件での借入れが可能となるものです。引き続き、経営ワンストップ相談窓口で現況を伺いながら、それぞれの事業者のニーズに合った融資メニューを提案していきたいと考えております。

○23番（河合良郎議員） 再質問をさせていただきます。

私も地域文教委員会の委員ですから、所管の地域振興部のご答弁というのは、ある程度、委員会の中でもお聞きをしているんです。滞納整理について全庁的な対応はどうかという質問であります。一括徴収についても、アウトソーシングについても、そして、公課も含めた滞納整理の標準化をどうするのかというご質問をしたつもりでございますので、その辺は多分政策経営部の範疇かなと思いますので、もう一度ご答弁をお願いします。

〔地域振興部長村木久人君登壇〕

○地域振興部長（村木久人君） ただいまの河合議員の再質問にお答えいたします。

全庁的な債権についての滞納、それから徴収、そういったことに関する再質問ということで、お答えさせていただきます。

我々地域振興部においては、最も大きい債権である特別区税、こちらのほうについて対応してございます。そのほかにも、区には様々な債権がございます。こちらにつきましては、政策経営部のほうで財産管理担当部がございまして、そちらのほうで債権管理について、今、検討を進めているところですので、先ほどもご答弁申し上げましたように、その中で徴収あるいは滞納整理のやり方、そういったものについてもまた検討をしていくことになるかと考えてございます。

○議長（小林たかや議員） 議事の都合により休憩します。

午後4時20分 休憩

午後4時34分 再開

○議長（小林たかや議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、会議時間を延長します。

一般質問を続けます。

10番飯島和子議員。

〔飯島和子議員登壇〕

○10番（飯島和子議員） 日本共産党区議団の一員として、一般質問を行います。

現在、国連を中心に高齢者人権条約の制定に向けた作業が行われています。これは、子ども、女性、障害のある人に続く人権条約となり、制定されれば全ての人の人権が保障されることになります。我が国の高齢者をめぐる様々な問題が人権の観点で対処されるならば、老後不安は小さ

くなるに違いありません。

介護の社会化を目的として、2000年に介護保険制度が発足しました。しかしこの間、3年ごとの見直しは、制度の持続可能性を理由に給付は縮小し、負担は増え続けました。さらに高齢化率はピーク時となる2025年から35年に向けて、政府は財政圧縮を進めるとしています。保険料を払っても給付されないのでは、介護保険施行当時の老健局長も、団塊世代にとって国家的詐欺になりつつあるように思えてならないと言わざるを得ない実態です。目的に近づけるには保険財政の国庫負担率を50%以上に増やすしかありません。保険者である自治体の裁量は限られていますが、区の**第8期介護保険事業計画**を介護の安心に近づけるために質問します。

厚労省は家族介護殺人を年間20から30件と発表しています。国連の高齢者の人権論議の場では、日本の家族介護殺人の報告に驚きの声が上がったそうです。コロナ禍は高齢者、介護現場に大きな影響を及ぼしました。「介護殺人の予防」の著者、湯原悦子日本福祉大学教授の調査では、今年は7月現在で15件となっており、予備群である虐待も例年より多いことが想像できます。区内では高齢者活動センターの閉館、介護予防事業の休止により、元気高齢者も心身ともに健康不安が募っています。

通所や訪問サービス利用者は、職員不足の中で、サービスの利用抑制、施設入所者は面会謝絶などが介護度重度化につながりかねません。また、介護事業所は人的、財政的な破綻が危惧されます。全国介護事業者連盟が5月に行った経営調査では、通所事業所の9割が既に影響を受けていると回答しています。全日本民医連の調査も、過半数の法人で経常利益率が15.1%低下し、地域によっては廃業も出ているとなっています。対策として、厚労省は、事業者が実際より長い時間のサービスを提供したことにした料金を、利用者から徴収することができる特例をつくりました。利用者の合意の上とはいえ、利用者は理解不十分なまま、あるいは断れずに負担増を強いられ、区内利用者の多くの方も特例に応じざるを得ませんでした。コロナ禍による高齢者の心身への影響及び区民が利用している事業所の経営への影響についての認識を伺います。

このような中で、軽度の方へのサービス給付を適正化として絞り込むことが懸念されます。自立生活を支えている居宅サービスを奪えば、重度化につながりかねません。給付の適正化の下に必要なサービスを削減することがあってはなりません。見解を求めます。

利用料はスタート時の全員1割が、第6期から一定以上所得、年金収入のみ280万円以上の方は2割、第7期からは現役並み所得、同344万円以上は3割と負担が増え続けました。また、2005年から、施設利用の居住費、食費が給付から外され、全額自己負担になりました。所得の低い方には負担軽減の補足給付があるものの、要件の厳格化が進められ、来年は年金収入120万円以上の単身者で預貯金が500万円あれば、月2万2,000円もの負担増が予定されています。さらに、利用料は負担上限額があるとしていましたが、それも引上げが相次ぎ、来年度から年収約770万円以上の方は、月4万4,000円が9万3,000円、1,160万円以上の方は14万円に引き上げられます。補足給付の厳格化、高額介護サービス費の上限引上げの影響を今後受ける人数について、それぞれ伺います。

2021年度から23年度までの介護保険第8期事業計画には、今年6月5日に僅かな論議で

可決された地域社会実現のための社会福祉法等の一部を改正する法案、いわゆる社会福祉法等の一部改正が反映されます。内容は、区市町村が高齢者、障害者、子ども、生活困窮者を総合的に相談支援する事業などを盛り込んだ11本の法律を束ねたものです。地域での相談支援は必要なことです。しかし、そのための専門性のある人員配置の財政的な裏づけがなく、介護保険に組み込み、地域住民の力に頼る互助で行おうとしています。

また、効果的、効率的に行う科学的介護を進めるとして、データ活用を強化するとしています。通所、訪問、リハビリテーションの利用者の自立度や生活意欲を数値化して評価し、厚労省への提供が求められます。個人の介護状況を数値化することは可能でしょうか。また、情報管理の点でも大問題です。区介護保険第8期計画の特徴、重点を伺います。また、千代田区で住民の力を活用する可能性と、プライバシー保護、介護状況のデータ化についての見解を伺います。

介護保険料について伺います。保険料の全国平均基準月額、第1期2,911円から第7期5,869円に2倍、政府の試算では2025年には7,200円に達するとしています。年金から天引き以外の方の滞納も多く、負担の限界は明らかです。社会保障審議会では、全国市町村会などの保険者委員からも、これ以上の保険料は無理という声が出されています。区保険料月額基準額は1期3,016円、6期5,700円と負担増が続き、7期は工夫の結果5,300円でした。可処分所得が減る高齢者も多く、来期も下げる方向で工夫すべきです。第8期保険料は現在調整中ではあると思いますが、方向性についてお考えをお示してください。

次に、サービス付き高齢者住宅、いわゆるサ高住の整備について伺います。

サ高住は、施設から在宅への方針の下、国土交通省、東京都が補助金、税制面で支援し、現在全国で29万戸整備されています。特別区では20区に197棟8,600戸が整備され、1棟の規模は5戸から176戸とまちまちで、平均40戸となっています。千代田区の65歳以上の36%、4,000人が独り暮らしです。要介護認定を受けていない65歳以上を対象にしたアンケートで、介護が必要になった場合の暮らし方の希望について、自宅以外で一番多い回答は、「有料老人ホームやサービス付き高齢者住宅に住み替えたい」が22%を占めています。区内有料老人は超高額所得者が対象です。しかし、高齢者で世帯全体が非課税の方は24%、約2,900人です。低中所得者を対象とするサ高住は喫緊の課題です。居住支援協議会では、とりわけ単身高齢者の定額の住居確保が困難なことで行き詰まった状態が続いています。市場原理と自己責任に任せておいては、人権を守ることは不可能なことは明らかです。

私は2018年と昨年に整備計画策定を求め、まちづくりから、整備の必要ありと繰り返し答弁がありました。第7次介護保険事業計画にも、サービス付き高齢者住宅を含め、多様な住まい方からの選択が可能となるよう検討を進めるとなっていました。まちづくりと福祉の双方が整備に力を入れるということだと理解します。

以下、3点伺います。

1点目は、整備について、環境まちづくり部と保健福祉部の連携はどのようにされているのか伺います。

2点目は、現在の進捗状況と主な課題について、伺います。

3点目は、今後の取り組み計画について、目標も含めてお答えください。

以上、高齢者の人権を保障する立場での答弁を求め、質問を終わります。（拍手）

〔保健福祉部長歌川さとみ君登壇〕

○保健福祉部長（歌川さとみ君） 飯島議員のご質問のうち、第8期介護保険事業計画策定に関してお答えをいたします。

まず、コロナ禍による高齢者の心身への影響及び区民が利用している事業所の経営への影響についてです。新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、高齢者が外出を控えた結果、身体機能、認知機能の低下につながることを危惧しております。区としては、日常生活を通じて体を動かすことを推奨するとともに、手軽に取り組める体操を紹介し、シルバートレーニングスタジオ利用者や活動センター利用者には、手紙や電話等で安否確認を行うなど心のケアを行ってまいりました。

事業者への影響についてですが、感染拡大が顕著になった時期を含め、区内の介護事業所は新型コロナウイルスの感染などによる休業もなく運営を継続しております。区は、コロナ禍によって介護基盤が崩壊することがないように、第2回定例会で補正予算のご議決を頂き、区内の介護事業所に対して財政支援を行っております。今後も感染対策の支援等を含め介護事業者の支援を続けてまいります。

次に、給付の適正化の下に必要なサービスを削減することがあってはならない。そのご見解は、とのご質問についてです。給付の適正化は、適切なマネジメントにより、真に必要なサービスを事業者から提供できるようにするものです。本区において適正化を理由にサービスを削減することはございませんし、それ以上に必要なサービスが提供できるような一般施策を充実してきたところではあります。

次に、補足給付と高額介護サービス費の上限引上げの影響についてです。現時点で国から引き上げ額が示されておりませんので、影響を受ける人数を申し上げることができませんが、直近データで、補足給付の対象が約130人、高額介護サービス費の対象者が約620人おり、このうち補足給付が3割強、高額介護サービス費が約1割程度、影響を受けるのではないかと推計しております。

次に、第8期介護保険事業計画の特徴についてです。高齢者や介護者が抱える様々な不安や困り事を受け止め、8050問題への対応を含め、これまで以上に相談体制を充実すること、認知症への対応、支え合える地域づくりの取組に重点を置き、高齢になっても安心して暮らし続けられる千代田を目指してまいります。

なお、介護と医療に関するデータの活用については、個人情報保護に十分配慮した上、疾病予防事業と介護予防事業に有効に活用する方策を検討してまいります。

次に、第8期の介護保険料についてですが、対象者の増加等、介護需要が増加する傾向がございます。7期の基準月額5,300円から200円程度引上げになる可能性があります。今後、給付等のデータを精査してまいりたいと考えております。

〔環境まちづくり部長小川賢太郎君登壇〕

○環境まちづくり部長（小川賢太郎君） 飯島議員のサービス付き高齢者住宅建設についてのご質問にお答えいたします。

まず、サービス付き高齢者住宅、いわゆるサ高住における環境まちづくり部と保健福祉部との連携についてですが、他区の施設の視察や運営事業者へのヒアリング等を行いながら鋭意研究を進めており、特に医療・介護サービスの在り方などについて、保健福祉部と密に連携して取り組んでおります。

次に、サ高住の検討状況についてですが、今後の高齢者の多様な住まい方の選択肢の1つとして、サ高住の必要性は高いと認識し、第3次住宅基本計画の中で高齢者向け住宅の供給・提供の手法として掲げており、庁内で検討を進めているところでございます。サ高住は、運営形態が、住宅型や訪問介護・看護連携型、多機能型、特定施設、認定型など、医療・介護サービスの条件によって施設整備の仕方やサービス内容などが大きく異なります。このため、本区でどのような形態のサ高住を導入し、医療・介護サービスをどうしていくのかなどを、保健福祉部と連携しつつ、他の自治体を参考にしながら、慎重に研究、検討を重ねております。

次に、サ高住の今後の取組と目標についてですが、先ほど申し上げた医療・介護サービス内容や対象とする高齢者の介護度などについて検討した後、サ高住の整備補助要綱と整備事業者の公募要項を策定してまいります。整備の目標については、第3次住宅基本計画の中で「高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合を令和6年度までに5%」を目標値に掲げているため、有料老人ホームや軽費老人ホームとともに、サ高住も含めた整備を進めていきたいと考えております。

○10番（飯島和子議員） 再質問させていただきます。

まず、サービス付き住宅、高齢者住宅ですが、今、目標として、高齢者向け住宅は人口の5%まで整備をすると。その中に有料老人ホームも含んでいるというご答弁がありました。この有料老人ホーム、今現在1か所、それから来年がもう1か所、その次が1か所ということで、合計3か所が整備されるということになりますけれども、今あるところでも、入居金が初め1,850万必要で、月額でも27万必要だと。来年造られるところは、一番狭い部屋、安くて、入居金が5,900万で月額が39万何がしかかかると。これが、入居金がなければ月に153万払うことになる。そういう高額なところ。もっと高いお部屋というのはもっと高くて、1か月458万なんていうお部屋もあるそうですけれども、これではとてもなかなか対象にはできないと思うんですね。

そういった意味で、先ほどの保険料の所得分布を拝見、見ても分かる通り、世帯全員が非課税という方が24%もいらっしゃるわけです。そういう中で、やはり入れるところを造っていくということが必要だと思います。その造っていくことについては、鋭意研究を進めている。慎重に研究検討を重ねている。この言葉はちょっと聞き飽きたんですね。やっぱりスピード感を持って、実際に、じゃあ、ここまで到達したと。それがどのような課題が今あるんだということを、私たちに見えるように、また再答弁をお願いしたいと思います。

それから介護保険についてですが、今、福祉の部長から、必要なサービスはきちんとやっていて、住み続けられるようにしていくという心強いご答弁がありました。その上でなんですけれ

ども、補足給付の影響が、約、これ、計算する、3割、今受けている方の3割というと大体40人余りですね。で、高額サービス費を受けている方の1割ぐらいに影響があるということは、60人余りだと思います。これは介護保険運営協議会でも、事業者の方から、現在10万円、20万円かかる方がいて、支払いが滞ったりすることもある。このような実態も出されています。これ以上の負担増になった場合に、事業者と利用者に対してどのように対応していくのか。この対策について、再答弁をお願いしたいと思います。

それから、第8期事業計画なんですけれども、相談体制を充実させていくということでした。そうすると、やっぱり専門職の人的な配置、これはどうしていくのかということを知りたいと思います。

それから、支え合える地域づくりは本当に必要なことだと思うんですね。これもどのようにしてつくっていくのかというところが、具体性が求められると思います。神保町でこの3月に80代の女性の白骨化の死体が発見されたということは聞いています。（ベルの音あり）このような、周りと付き合いがなかったという方だと思うんですけれども、こんなところまで発見されなかったという、この実態に応じて、やはり地域の支え合える地域づくりというのをきちっと構築していく必要があると思いますので、その点で再答弁をお願いしたいと思います。

以上です。

〔保健福祉部長歌川さとみ君登壇〕

○保健福祉部長（歌川さとみ君） 飯島議員の介護保険に関する再質問3点について、お答えをいたします。

補足給付高額サービス費、これは制度としての引上げということでございます。個別具体的に個々で支払えなくなった人が生じた場合というのは、それなりの対応、そのときに考えていくということで、施策として今どうこうするというのを約束はできませんが、申し上げたとおり、私たちは区民の立場に立ってご支援をしていくという、そうした基本姿勢は貫いていくということだけは申し上げてまいります。ただ、一件一件、そういう意味で言うと、一人一人に具体的にどうするというようなことをこの場でお約束するという事は、なかなかできないということはお理解いただきたい。

それから、第8期の相談体制の充実に向けた専門職の確保ですけれども、ご案内のとおり、区の職員としても、保健師であるとか精神の関係の専門であるとかという形を充実することはもとより、実際にあんしんセンターや相談センターを担っていただいている法人に対して、専門職の確保がしやすいような支援を続けていくというふうに考えてございます。

それから、3点目の支え合える地域づくりです。これはもう一長一短、短期間にできるものではありません。また、行政だけができる話でもないので、住民の方たち、それから事業者の方たち、当事者の方たちとしっかり話し合いを続けながら、支え合える地域づくりの必要性は皆思っておりますので、それぞれの方がどのようにそこに加われるかというような仕組みを考えていきたいというふうに、今、皆で検討しているところでございます。

〔環境まちづくり部長小川賢太郎君登壇〕

○環境まちづくり部長（小川賢太郎君） 飯島議員の再質問にお答えいたします。

スピード感を持って取り組み、課題を見えるように示していただきたい、そういった趣旨のご質問かと思えます。先ほどお話にございましたような、有料老人ホームとか軽費老人ホーム、そしてまた、そういった中に高齢者向け住宅としてサ高住もあるわけでございまして、様々な所得等の状況に応じて選択をしていただくような形になっていくのかなというふうに思います。

そうした中で、先ほどご指摘いただいた利用料について、それに対する医療や介護サービスの中身というものが非常に密接に関係してくるわけでございまして、先ほど答弁申し上げたように、そのサービス内容についてどうした内容がいいのかといった辺りを、慎重に検討しているところでございます。

スピード感を持ちつつも、そうした様々な課題をクリアさせた上で、課題を整理し、きちんとお示しして、ご理解いただけるように、またご議論いただければというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（小林たかや議員） 次に、11番牛尾こうじろう議員。

〔牛尾こうじろう議員登壇〕

○11番（牛尾こうじろう議員） 日本共産党区議団の一員として、一般質問を行います。

最初に、**新型コロナ対策、特に私立の学童クラブや保育園への支援**についてであります。

新型コロナ感染防止のために求められる3密を避けることは、当然ながら子どもの施設にも求められております。千代田区でも保育園や学童、児童館などで、消毒や密の回避など、コロナ感染対策に神経を使いながら、子どもたちを保育しています。特に緊急事態宣言時には、原則休園の中でも、どうしても預けざるを得ない児童の保育を担うなど、神経を使いながら仕事に当たっていました。

そんな中、このようなことが起こっております。ある私立学童クラブでは、緊急事態宣言時に学童を利用する児童が大幅に減ることに伴い、学童クラブで働く非常勤の支援員さんのシフトが大きく減りました。それが収入減につながり、生活ができないと、非常勤の退職者が続出をしたそうです。学校再開後、学童クラブにも子どもたちが戻ってきましたが、今度は逆に支援員さんが足りなくなり、正規の支援員さんが2つの学童クラスを掛け持ちで持って子どもたちの保育を行うなど、負担が増えているとのことでありました。この学童クラブの館長さんは「正規、非正規にかかわらず、みんなコロナの中、感染に気をつけながら子どもの保育に当たっており、頑張っている。その苦労にもっと財政的な支援があれば」と訴えておりました。

内閣府の子ども・子育て本部と厚生労働省子ども家庭局子育て支援課は、各自治体に出した事務連絡の中で、「新型コロナウイルス感染症対策のため放課後児童クラブが臨時休業等をするようになった場合、自宅待機となった職員の給与について、どのように対応すべきか」の問いに対して、「もともと開所予定のあったものについては、通常どおり開所したものとして交付金を交付し、減額を行わないようにしており、放課後児童クラブを運営する事業所の収入を保障している」と回答し、その上で、臨時休業などで自宅待機となった職員の人件費の支出について、「これを踏まえて、適切にご対応いただくべきもの」とする見解を明記しています。つまり、コロナ

の影響で出勤が減ったからといっても、通常どおり開所しているとみなして、減額することはしないよう要請しているのとあります。この考えは正規だけでなく、非常勤の職員にも当てはまるのではないのでしょうか。

今後も感染拡大によっては、保育所や学童の利用の自粛要請をせざるを得なくなるかもしれません。そこまでいかなくても、保護者が利用を控えることが増えることもあるでしょう。最初に、区の認識をお聞きしますが、コロナ禍の中で懸命に保育に当たっている保育士や学童支援員が、負担増を理由に、あるいは利用者減ることによって、特に非正規職員が収入が減ることによって、辞めていくことがあってはいけないと思いますが、区はどのように考えますか。お聞かせください。

私は、コロナ禍が続く中、3つのことを求めたいと思います。

第一に、保育所や児童館職員への支援金の支給です。コロナ禍で医療機関などのエッセンシャルワーカーの献身的な働きがクローズアップされていますが、保育士や学童支援員も必要不可欠なエッセンシャルワーカーです。学童支援員や保育士は、新型コロナ蔓延の大変な環境の中で、子どもたちを守ることができるのかという緊張や重圧の中で、自分が感染したらという不安も抱えながら保育に当たっております。全国では保育園や児童館職員に支援金を支給する自治体が増えています。山形県は保育所、放課後児童クラブ、幼稚園、児童養護施設などで働く約1万3,000人に、1人5万円を支給します。岡山県倉敷市では、保育士らに1人最大5万円を支給。23区の中でも、練馬区では、常勤、非常勤に関係なく、保育士、児童館のみならず、ファミリーサポートの援助会員にも一律3万円を支給しております。そこで、区として独自に、保育園、学童、児童館などの施設で働く職員への支援金の創設を求めますが、いかがでしょうか。お答えください。

2つ目に、保育所や児童館での感染防止対策です。保育園や児童館での3密対策の重要性は言うまでもありません。ただ、保育園や児童館では感染対策を取る上で様々な問題が生じております。ある保育園では、密閉防止のために必要な換気が、ご近所からの苦情で一時期できなかったそうです。また、ある学童クラブでは、おもちゃや漫画本などの消毒を支援員が手作業で行うことが本当に負担。ホールの空気を循環させたいが、サーキュレーターなどの機器は高額で、資金的に購入できないなどの訴えがありました。私立保育園や学童クラブなどで、感染対策の状況や職員の負担、感染対策で施設が求めていることなどを、区はつかんでいますか。また、施設から消毒の支援や感染防止のための機器の購入などの要望があれば、区として支援することを求めます。ご答弁をお願いします。

第三に、私立学童クラブでの支援員の確保についてです。さきに紹介した私立学童クラブですが、現在、系列の施設からの補充や研修で来ている支援員さんなどで、何とか学童の保育を回しています。しかし、今でも館長さん自身が保育をしなければいけないという状態だそうです。コロナ以前にも学童での支援員不足は言われていました。コロナ禍の下で人員不足の解消は切実に求められているのではないのでしょうか。また、私立保育園からも保育士が足りていないという声も聞きます。区として様々な支援を行っていることも知っておりますけれども、改めて保育園や

学童クラブでの職員の定着状況や働く状況などを調査し、人員が足りていないという声があれば、最大限要望に応えることを求めますが、いかがでしょうか。ご答弁をお願いします。

次に、子どもの遊び場について質問をいたします。私は2015年の第4回定例区議会で、子どもの遊び場を増やすために公園を増設していくことを求めました。それに対し、区は「民間開発等の機会を捉え、新たなオープンスペース、いわゆる公開空地を創出して、誰もが利用でき、憩える広場空間の確保に努めてまいります」と答えました。（スクリーンを資料画面に切り替え）

公開空地とは、総合設計制度に基づいてビルやマンションの敷地に設けられた、誰でも自由に出入りできる空間のことです。建築物の敷地内に一定以上の公開空地を有する等の条件を満たす建築物等について、容積率や各種の高さ制限を特定行政庁が緩和します。総合設計制度のほかにも市街地住宅総合設計制度などの制度でも公開空地が設けられております。（スクリーンを元に戻す）

千代田区では、この間、総合設計制度、市街地再開発事業で建てられた建物やマンションなどの周りに公開空地が現在48ヘクタール、これは東京ドーム10個分に当たりますけれども、これだけの広さを設けられているとしています。しかし、そうした広い公開空地が子どもたちにとって自由に遊べる空間になるのでしょうか。私は、実際、区内の公開空地を見てまいりました。幾つか見てみたいと思います。（スクリーンを資料画面に切替え）

公開空地は、敷地の一部を近隣住民などに開放するから、その代わりに容積率の割増しや高さ制限の緩和を認めてくれという交換条件です。したがって、公開空地は一般的に私有地であります。マンションの場合であれば、区分所有者が共有する敷地に含まれます。そのため、一般に開放しながらも、公開空地の維持管理は区分所有者全員が責任を負うことになります。（スクリーンの資料画面を切替え）

そのために、公開空地の多くが、通行は認めても、ボール遊びや自転車の練習などの子どもの遊びなどには使用できないようになっております。（スクリーンの資料画面を切替え）

また、公開空地とはいっても、とても広場などでは使えない狭さしかない公開空地も多数設けられております。（スクリーンの資料画面を切替え）中には、公開空地のはずなのに、このように建物の飲食店が占領しており、通行もできない公開空地もあります。もちろん、公開空地を活用して、芝生の小山や小さい水辺などを設置して、保育園児の遊び場に行っている場所もあります。（スクリーンを元に戻す）しかし、公開空地の多くは、子どもたちも遊べるような広場空間にはなっていないように思います。

そこで、お伺いしますけれども、公開空地が区民や子どもたちが使える広場空間として見た場合、どのように使われているか、区はつかんでいるのでしょうか。また、公開空地が子どもが遊べるような広場にふさわしいと思いますか。認識をお聞かせください。

先日、神田淡路町の市街地再開発事業で建てられた複合施設のマンションにお住まいのお母さんからこういう訴えがありました。この方が住む複合施設脇の公開空地で、子どもが自転車の練習していたところ、建物の警備員さんに乗っては駄目だというふうに注意されたそうであります。この方は、「子どもが自転車を練習する場所がない。道路は危ないし、公園も駄目。ここの敷地

は土日はあまり人も通っていないし、せめて一、二時間でも練習させてほしい。それができなければ練習場所を造ってほしい」と訴えておりました。

そこで提案をいたしますけれども、現在、一定の広さの公開空地について、子どもが自由に使える時間帯やスペースを設けることを事業者や管理者に求めているかがでしょうか。（スクリーンを資料画面に切替え）

昨年度まとめられた子育てニーズ調査では、充実してほしい子育て支援サービスの問いに対し、公園や遊び場が就学前児童の保護者、小学生の保護者ともトップでありました。昨年の区民世論調査でも、力を入れてほしい施策で、児童福祉では、子どもの遊び場の整備が子育て支援事業の充実について2位でありました。

千代田区は子どもの数が増えており、こうしたニーズが増えるのも当然であります。これまで見てきたように、開発での公開空地頼みでは、そうした保護者の声には応えられないのではないのでしょうか。（スクリーンを元に戻す）

もちろん区も民有地、国有地などを借りて、遊び場を確保しておりますが、いずれも期限付であります。低未利用の区有地の活用や広場を区独自に確保していくことなど、民間開発頼みではなく、あらゆる方法を検討して、子どもの遊び場を増やしていくことを求めます。

区の答弁をお願い申し上げ、私の一般質問を終わります。（拍手）

〔子ども部長清水 章君登壇〕

○子ども部長（清水 章君） 牛尾議員の保育園等における新型コロナ対策及び子どもの遊び場についてのご質問にお答え申し上げます。

まず、保育士や学童支援員が負担増、あるいは非正規職員が収入減によって辞めていくことがあってはいけないと思うが、区はどのように考えているかのご質問でございます。

コロナ禍でも、子どもたちが安全・安心に過ごせるよう、公立、私立に関わらず、また、勤務形態を問わず、保育園、学童クラブ等の現場におきましては、必死の努力が続いております。このことは、牛尾議員も十分にご認識をいただいているところでございます。

そして、私立の保育園におきましては、新型コロナウイルス感染症により臨時休園等した場合でも、通常の状態に基づき、公定価格、すなわち補助金の算定が行われることから、休ませた職員につきましても、通常どおりの賃金や賞与等を支払うことを国は求めておりまして、本区におきましても、そのことを確認しておるところでございます。

また、学童クラブ等におきましても、このコロナ禍の過渡的状況における負担増または収入減によりまして、意に反して職場を去ることのないよう、区としても支援すべきものと考え、本年6月の区議会定例会におきまして、学童クラブの事業者を経済的に支援する一般会計補正予算第2号をご議決いただいております。

これによりまして、感染防止を理由に、園児や児童が登園自粛したことで、非常勤職員の勤務日数を減らした場合でも、勤務したものとみなして給与が支給できるよう、事業者への支援を実現しているところでございます。

区といたしましては、引き続き現場の職員が安心して働き続けることができる環境の整備に注

力してまいりたいと存じます。

次に、保育園や学童クラブ等で働く職員への支援金の創設についてでございます。本区におきましては、他区に先行して、私立の保育園及び学童クラブ職員の処遇を改善するための経費といたしまして、1人当たりの給与に月額3万円を加算する制度を実施するなど、様々な支援策を講じております。このため、ご質問のような臨時的に支援金を給付する考えはございません。

次に、私立学童クラブ等の施設が感染対策で求めていることを把握しているかのご質問でございます。私立の保育園及び学童クラブから感染症対策の状況等については報告を受けており、区として把握をしてございます。また、機器購入に要する必要な経費につきましては、さきの補正予算第2号によりまして、感染拡大防止対策補助金として補助をしております。ご質問のようなケースにつきましても、この補助金をご活用いただくことが可能となっております。

次に、私立の保育園及び学童クラブでの人員の確保についてのご質問でございます。各施設で子どもたちが安心して伸び伸びと過ごすためには、職員が明るく生き生きと働き続けることが大変重要であると、私どもも考えております。したがって、区といたしましても、事業者とともに、現場の情報収集を行いつつ、良好な職場環境の整備に努めてまいります。

最後に、子どもの遊び場を増やしていくことについてのご質問でございます。本区におきましては、地価が極めて高く、また、空いている土地もまれであるという状況ではございますが、子どもの遊び場に関する基本条例に基づきまして、子どもが外で伸び伸びと遊ぶことができる環境づくりを進めているところでございます。今後とも、引き続き子どもの外遊びや自主性に対する周囲のご理解を求めつつ、限られた資源の中で、子どもの遊び場の確保が図れるよう、関係所管部とも連携を図りながら取り組んでまいります。

〔まちづくり担当部長加島津世志君登壇〕

○まちづくり担当部長（加島津世志君） 牛尾議員の子どもの遊び場のご質問のうち、公開空地をはじめとする開発等により創出した空地について、お答えいたします。

ご指摘のとおり、公開空地は、総合設計等の開発諸制度を活用して、建築敷地内に整備される空地のうち、歩行者が自由に通行または利用できるものでございます。地価が高い千代田区では、こうした手法を活用して、身近な広場空間を確保していく必要があると認識しております。

一方で、公開空地は不特定多数の方々を利用することを目的としていることから、子どもの遊び場などに特化した使い方に関しては、公開空地の在り方の課題であると、そういうふうにご認識しております。

区内には、こうした公開空地や開発により創出した空地が、現在では約48ヘクタールあり、そのような空き地を、区民や子どもたちが使える広場として使われているか、区は把握しているかのご質問でございますが、子どもたちが使用していると認識している空地もありますし、認識できていない空地もございます。一例として、最近、神田錦町で総合設計制度により竣工した「神田スクエア」では、敷地面積も広いことから、緑豊かな芝生広場が整備され、動物のアートなどが配置され、子どもたちも楽しく遊ぶ姿が見受けられるなど、議員ご質問の子どもも遊べる広場にふさわしいと認識しております。

現在ある一定の広さの公開空地について、子どもが自由に使える場所として、開発事業者や管理者に求めている、についてでございますが、近年整備された大規模物件について、調整を試みてみますが、活用の自由度については、民間の施設管理や安全確保、公開空地として一定の制約や、既に管理規約も定められているところもあり、難しい状況であると思います。

そのようなことから、今後予定される大規模な開発計画において、子どもの遊び場やコミュニティの場として機能する一定の空地の創出を求めていきたいと思いますが、土地の高度利用の観点から、建物の高層化が伴うことも理解していただけることを期待し、積極的に開発事業者を誘導し、進めていきたいと思っております。

○11番（牛尾こうじろう議員） 再質問を行います。

まず、学童支援についてですけれども、一般会計補正予算第2号の話が出ました。人件費等にも充てられると言いますが、実際に非常勤さんが辞めている学童クラブがあります。しかも、補正予算は1施設に100万円、児童館では160万円ですか。もちろんありがたいが、やっぱりコロナ対策、感染対策に回って、なかなか人件費に回す分が足りなくなるという状況も、そういった声もありますので、ぜひ、この補助金がどのように使われているか調べていただいて、現状をよく聞いてほしいというふうに思います。

あと、支援金の創設ですけれども、国が介護や医療従事者への支援金を出す中で、保育士だけが対象外になってしまっていて、全国社会福祉協議会も保育士も対象にすべきだというふうに、国に言っているわけですね。そうした中、自治体では、こうした方々が困らないようにということで、特別に出しております。通常3万円、ほかのところでも特別に出していると言いますが、コロナになって新たに大変になっているということなので、区も、ぜひ、いま一度、保育園や児童館で働く方の立場に立って、支援金の創設というのを検討できないか。もう一回、ご答弁をお願いします。

次に、子どもの遊び場についてですけれども、公開空地。ご答弁にもあったとおり、様々な制約、管理規約があるから、やっぱり遊び場として利用するのは非常に難しいわけです。今後、新たな開発によってと言いましたが、そういった制約を開発事業者の方も。「うん」とは言わないでしょう、これは。しかも、高度利用と言いますが、建物が高くなれば、ビル風が物すごいわけですよ。この飯田橋のサクラテラスにしても、淡路町のワテラスにしても、錦町の、先ほどご紹介しましたが、風が強い日は本当にビル風がすごいです。とても子どもたちが遊べるような状況じゃない場所でもあるわけです。東京ドーム10個分ものオープンスペースができましたけれども、子どもたちが使えるというのは、（ベルの音あり）ほんの僅かしかない。なので、これでは、やっぱりニーズに応えられないと思うんですよね。

子ども部長は、先ほど、関係所管部とも連携と言いましたが、関係所管部のまちづくりのほうで公開空地であるといえれば——という方針ならば、本当にかみ合わないと思うので、本当に連携して、遊び場を造っていくと。様々な方法で遊び場を造っていくというふうなことで、知恵を尽くしてほしいと思っておりますけれども、いま一度ご答弁ください。

〔子ども部長清水 章君登壇〕

○子ども部長（清水 章君） 牛尾議員の再質問3点、お答え申し上げます。

1点目でございます。学童の支援ということでございまして、補正予算に対しての、助かっているというお声も届いているということでございますが、一方では、困っているというお声もあるということでございます。現状をよく聞いて、実態を調べてほしいというご要望かと承っております。

私ども、区といたしましても、私立の学童クラブあるいは私立保育園等、民間事業者がやることだから知らないというスタンスでは一切ございません。日々、共に取り組んでおります。今後とも、そのような姿勢で、現状をよく聞きながら、一緒になって取り組んでまいりたいと考えております。

2点目でございます。支援金でございます。コロナで大変だというご指摘でございます。コロナ禍におきます保育園あるいは児童館、学童クラブへの支援という目的から考えますと、ご指摘の支援金の支給というものが最適な解だとは、私どもは考えてございません。一方、先ほど来申し上げますとおり、子育て支援施設の運営に当たりましては、日々、事業者と連携、協力しながら取り組んでいくことが肝要と考えておりますので、このために必要な支援につきましては、今後も適切に行ってまいります。

最後、3点目でございます。子どもの遊び場についてでございます。所管部と連携というのがかみ合わないということで、知恵を絞ってもらいたいというご指摘かと承っております。

子どもの遊ぶ声については、区民のこの区内におきましても、様々なご意見があります。私どものほうにも日々寄せられております。しかしながら、できる限り、この遊ぶ場所が少ないと言われている千代田区の中で、子どもたちが伸び伸びと外遊びができるように、今後とも関係部署と連携を図りながら、協力をしながら、取り組んでまいりたいと思っております。

〔まちづくり担当部長加島津世志君登壇〕

○まちづくり担当部長（加島津世志君） 牛尾議員の再質問にお答えいたします。

確かに、公開空地に関しましては、特化して子どもの広場という形ではなかなか難しいというふうには思いますけれども、牛尾議員ご質問にあったような、時間を区切るだとか、そういったものに関しましては、維持管理だとか、そういったところの調整の中で、うまくやっていけるのではないかなというふうに認識しております。そういったことから、今後の開発の中で、計画の段階から進めていかないと、なかなかそういったことはできないというふうに思いますので、先ほどの答弁をさせていただいたというところでございます。

広場をやはり造るということは、足元が広くなるわけですから、その分の建てる面積が小さくなるわけですから、それはどうしても上のほうに持っていくという形になりますので、それは、高層化というのは、これは避けて通れないのかなというふうに思っておりますので、そこら辺はご理解いただければなというふうに思っております。

○議長（小林たかや議員） 次に、8番うがい友義議員。

〔うがい友義議員登壇〕

○8番（うがい友義議員） 令和2年第4回区議会定例会に当たり、千代田区議会自由民主党の

一員として、千代田区屋内喫煙所設置助成制度について質問いたします。

本区では、平成14年より、生活環境条例により、道路などの公共の場所における喫煙を禁止しております。一方、近年は、受動喫煙に対する意識の高まりから、喫煙場所が減少したことによって、公園など、喫煙所に喫煙者が集中してしまうという状態が顕著になったという、そういうときもありました。このような状態を踏まえ、区としては、禁煙化を進めるのみでなく、喫煙スペースを確保することにより、喫煙者と非喫煙者の共生、双方に配慮した対策を進めているところかと思えます。

しかしながら、喫煙所の設置場所、それを確保することは非常に困難であるため、民間事業者がビルの空き店舗などを利用して、誰でも利用できる屋内喫煙所を設置する場合、設置や運営に係る費用の一部を助成する屋内喫煙所設置助成制度が設けられ、助成による促進効果があったとも認識しております。

このように、道路など、公共の場所での喫煙禁止と、そして、喫煙スペースの確保というのは、喫煙者と非喫煙者の双方に配慮した施策であり、言い換えれば、吸う方と吸わない方の共生を目指すという意味で、この条例とこの助成制度は一体であると言えます。

それでは、この喫煙所の件数は今どうなっているのでしょうか。最近、皆さんが使い始めたこのLINEの千代田区のメニューのトップメニューにも、この喫煙所のマップが載せられております。あるいは、ホームページなどで場所を確認すると、今、自分のいる場所の近くにあるのかなというふうに見ることができるんですけども、ざっとカウントしてみると、60軒あたり。それから、民間のコーヒーショップや喫煙ができるというところも載っているのですが、便利な面もあるんですが、自分の近くにあったり、あるいは、ちょっと離れていたり、あるいは、エリアによっては、全く近くないなというような現状が、偏りが散見されます。エリアによっての偏りは、もしかしたら、適正配置にまで至っていないのかなとも見てとれます。

区の基本計画、ちよだみらいプロジェクトにおいては、令和6年度までに区内に100か所、そして、令和元年度には75か所の喫煙所を設置することを目標として定めておりましたが、このコロナ禍、経済への影響、オリンピック・パラリンピックの1年延期など、概況の変化を受けて、現状ではどのように進捗しておりますでしょうか。この施策目標とその現状、現在の区内の喫煙所設置整備状況などをお聞かせください。

また、ビルの空き店舗によるところを利用するという宿命から、地域によっては偏りがあるというふうに思いますが、この屋内喫煙所設置という、助成という偏りにある中での一様な制度設計によって、対応し切れない場面があるのではないかと。例えば、空き店舗はあるけれども——ああ、間違いました。空地はあるけれども、空き店舗はないとか、そういう場面もある場合、この屋内というのが、制度というのが利用できないというのも聞いております。喫煙所設置、その促進のため、施策目標の達成のため、この偏りの改善に向けて、様々検討していることがあるようでしたら、お聞かせください。

今度は、施策目標と現状の観点から、視点を変えて、この助成制度を利用して、実際に屋内喫煙所を運営されている方、いわゆる助成施設を運営されている方について、お伺いしてまいりた

いと思います。

民間の方々の力をお借りして、区の助成制度を利用した助成施設ですが、ここにも千代田区特有のとてつもなく高い地価ですとか、問題、その他コロナによる経済影響を大きく受けて、様々な課題を抱えているようです。少し前に改善された設置経費に対する助成制度の引上げにより、設置時、そのときのイニシャルコストへの負担は減り、開設意欲にインセンティブを与えることはできました。（スクリーンを資料画面に切替え）

ところが、いざ運営してみて、負担になっている維持管理のほう、ランニングコストですね、こちらの声に耳を澄ますと、千代田区特有の地価あるいは想定を上回るメンテナンス費用、その中には、人件費を簡単には下げられないというような問題もあるようです。

きれいな喫煙所を保つために、1回1,000円ほどかかるクリーニングを4回から5回は1日やらなければ保てないなどとも言われています。そうしますと、1日5,000円ですから、1か月で約10万円近くかかる。そして、機材も、旧式のタイプであれば、ランニングコストはそれほどかからない、二、三万だというふうなことも聞くんですが、一番いい脱臭能力のある、それこそイニシャル的に200万ぐらいかかるものを入れるとなると、毎月のメンテナンス費は10万かかる。それではもう組み立てられないので、入れることもできないなどというような声もありました。最新の機器を入れる検討することそのものの足かせにもなっているということです。

（スクリーンを元に戻す）

また、先ほどの人件費、これを簡単に下げられないというのも、この維持管理経費が抑えられないということの一因になっています。例えば、この事例でいいますと、そのような大体の家賃の想定がございまして、メンテナンス費もこれぐらいかかっている。この組立てでしますと、もう持ち出しがあることを前提でやっているわけです。ですから、ほかの本業があつて、その補助でというふうなことなんですけども、言い換えれば、本業があるからこそ成り立っているというふうな状態にも、今、陥りかけているというようなところであります。

そして、この場合ですと、月額が30万円はかかりますけれども、つまり、年間360万円近くかかっておりますけれども、実際、その80%の助成額ですから、285万というふうに計算されますが、上限が240万ですから、240万までしか出ません。つまり、その分、持ち出し、毎月というか、年間で120万、毎月10万の持ち出しをある程度覚悟して、このまちのための喫煙所を造るというふうな、そういうふうな覚悟を持ってやっていらっしゃる方だというふうに言えます。

もちろんその10万円の分を本業のほうでカバーする、あるいは、本業のほうの利益に資するような運営をうまくやっているところもあれば、なかなかそういうところができず、例えば、自販機を入れるとか、あるいは、デジタルサイネージで広告収入を得るだとか、そんなふうな方もいらっしゃるようでした。

実際、どれぐらいの金額が得られるかというのと、自販機1つに、喫煙所の中の利用ですから、1か月フル回転しても、恐らく利益としては1万円行かない程度、8,000円ぐらい。ですから、先ほどの10万円足りないことに対しては、1台入れたぐらいでは、なかなか到達しません。そ

して、デジタルサイネージも、広告が潤沢にあるときは、もしかしたら、10万円を超えるような広告を得られるかもしれませんが、コロナ禍において、その広告をずっと続けるための営業活動や、あるいは利用者側の費用負担、つまり広告を使いたいという方のそういう気持ちにも、今、少し陰りがあって、そのために新規開拓の営業だとかをしなければ、結局、その分は赤字になってしまうというふうなことが見てとれます。

そして、この実際利用されている方に、これから利用しようかなという方は、たくさん相談に来るそうです。実際、どうなんですかというような話です。利益はこのぐらいだから、結構、自分の本業がしっかりしていないと難しいよであるだとか、金銭面だけでなく、例えば、クレームの対象になりかねない。例えば、自分の敷地内で吸っている人はいいんですが、それをちょっと越えて、周りにたむろをし始めるだとか、あるいは、そのことを分かっている人が、あそこはもう臭いからねというふうなことを口にするだとか、いろいろ気を遣いながら、皆さん運営をされているようです。その気を遣いながらこの金銭面の、経済面の両立というのがなかなか難しいよというふうな気持ちになりますと、先ほどの開設意欲のインセンティブに、もう逆にインセンティブがかかってしまっているというようなことも一定トレードだと思います。（スクリーンを元に戻す）

このように、現在、維持管理の助成には、実際は不足しており、設置箇所確保のためには、助成率、そして、助成限度額の見直しが求められているのではないのでしょうか。今、運営されている方に継続をしていただくということに対してはもちろん、これからの開設意欲に対してもプラスの影響があるはずです。

例えば、普通に貸していたほうが持ち出しがなくていいやという声さえ聞こえてくるなんてこともありますが、先ほどのクレームを取るかもしれないという、あるいは、持ち出しがあるかもしれないという、そういうリスクを取ってでも、地域のためにとというふうに設置を協力していただいている方たちの貢献に応えるためにも、もっと助成制度は寄り添うべきなのではないかなと思います。

元の月額20万を想定した上限240万というのも、賃料や、あるいは清掃、メンテナンス、あるいは、その他の必要経費から導かれた金額だと思いますが、そもそもその月額20万というのが実態に合わなくなったのであれば、現状に合わせた見直しが必要なのかなというふうに、そう感じました。

そして、先ほどの設置目標、そこに——そこにももちろん区として現状を整えていかなければいけませんので、達成に向けての課題、改善に向けた助成内容の、特に維持管理費経費の助成限度額や助成率についての、引き上げることを提案したいと思います。このことについてのご意見もお聞かせください。

以上、23区の中にも先駆けて、この生活環境条例を導入した千代田区だからこそ、目指すべき姿、吸う方と吸わない方の共生を実現するためにも、この屋内設置助成制度の大胆な更新、現状に見合う見直しについて、区長並びに関係理事者のご答弁をお願いして、質問を終わります。

（拍手）

〔地域振興部長村木久人君登壇〕

○地域振興部長（村木久人君） うがい議員の喫煙所設置対策に関するご質問にお答えいたします。

初めに、ちよだみらいプロジェクトにおける分散型喫煙所設置数に関する目標値及び整備状況等については、令和6年度までに100か所を目標としているところ、本年10月末日現在で、60か所設置されています。そのほかに、今後申請を予定しているものを含めると、今年度中に70か所前後になるものと見込んでいます。これらのほかに、喫煙が可能な飲食店のうち、安価な料金で利用できるコンビニエンスストア、コーヒーショップ等、46か所を把握し、喫煙所マップに掲載して、周知を図っていますので、ご案内できる喫煙可能な場所は、既に100か所を超えております。来年開催予定の東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会までの目標件数は特に設定しておりませんが、順調に設置件数は増加しているところです。

次に、現状における課題につきましては、ご指摘のように、脱臭機等の高機能化に伴い、メンテナンス費用などの維持管理費用の支払いが事業者の負担になっていること、喫煙所の整備がなかなか進まない地区があり、偏りがあることなどが挙げられます。これらの課題に対応するため、喫煙所設置助成要綱の見直しは、現在検討しているところです。

まず第1点目は、維持管理費用の助成率の変更と助成限度額の引上げです。変更幅、引上げ幅につきましては検討中ですが、事業者の維持管理費用の負担が軽減されるよう、検討を進めております。

第2点目といたしまして、現在の制度は、こちらもご指摘のように、空き店舗等を喫煙所に改修することを想定したのですが、これを建築物を新たに建てて喫煙所にする場合にも適用できるよう見直すことです。これにより、例えば、駐車場の空きスペース等にコンテナ型の喫煙所を設置する場合にも助成ができるようにし、喫煙所の整備がなかなか進まない地区も含め、一層の喫煙所の設置促進を図っていくことができるのではないかと考えております。

これらの見直しにより、これまで地域に大きく貢献されてきた事業者の皆様が、これからも安心して運営を継続できるようにするとともに、より一層の喫煙所の整備を進めてまいります。

○議長（小林たかや議員） お諮りします。本日は以上で延会したいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林たかや議員） 異議なしと認め、決定します。

次回の継続会は、明日11月12日午後1時から開会します。

ただいまご出席の方には文書による通知はしませんので、ご了承願います。

本日は以上で終了します。延会します。

午後5時44分 延会